

開会 午前 9時00分

#### 開 会

議長（板谷 信君） ただいまから、平成22年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。

#### 開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

#### 諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月3日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案7件が町長から提出されております。

次に、中高一貫教育と複式学級についての議員視察研修報告書の提出がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

本年も余すところわずかとなりました。年の瀬の何かとお忙しい中、平成22年第4回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員全員の皆さまの御出席をいただきまして誠にあ

りがとうございます。

10月25日から11月30日まで、9回にわたって進めてまいりました町政懇談会が終わりました。懇談会には議員の皆様にも御出席を賜りまして誠にありがとうございました。限られた時間の中ではありましたが、行政の進め方に対する厳しい御意見や励ましの言葉をいただきました。また、現在の地域経済の厳しい状況を反映しての地域産業の振興あるいは情報通信基盤整備事業など、様々な観点から多くの御意見を伺うことができました。

皆様からいただいた御意見を参考にしながら、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

我が国の景気が足踏み状態となり、失業率も高水準にあるなど厳しい状況が続く中で、平成22年第1次の補正予算が成立いたしました。

補正予算は、歳出面で円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を実施するための4兆8,513億円を追加計上するなど、合わせて4兆4,292億円を増額し、総額96兆7,284億円となりました。

今回の補正予算においては、国税の増収見込みなどに伴い地方交付税の増額が見込まれ、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに関連して地方財政措置が講じられております。地方交付税の額は1兆3,126億円で、平成23年度に交付されるべき地方交付税1兆126億円と平成22年度に交付される3,000億円からなっております。平成22年度分は、普通交付税2,820億円と特別交付税180億円とであります。平成22年度普通交付税再算定決定額について、昨日の新聞報道にもありましたように、川根本町分は5,498万3,000円が増額され、24億3,981万8,000円となりました。

そのほか、地方団体に係る補正予算は、円高・デフレに対応するための緊急総合経済対策における地域活性化・社会資本整備・中小企業対策等として、きめ細かな交付金2,500億円と住民生活に光を注ぐ交付金1,000億円となっております。きめ細かな交付金は観光地における電線地中化など、地域の活性化ニーズに応じ、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行うためのものであり、住民生活に光を注ぐ交付金は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当たらなかった分野、例えば地方消費者行政、ドメスティックバイオレンス対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりなどに対する地方の取り組みを支援するものとなっております。

現在、平成23年度当初予算の編成作業に入っておりますが、平成23年度一般会計予算については、地域の元気再生、安心して暮らせる環境基盤づくり、住民主役の元気で夢あるまちづくりを大きな柱に編成を進めていきたいと考えております。

地域の元気再生については、県が進めるティーガーデン構想に沿って、富士山静岡空港から南アルプスへ向けての街道づくりを推進してまいります。以前から申し上げ、町政懇談会の席上でも申し上げてきましたが、大井川、大井川鉄道と井川線、道路を軸に、何力所かの客だまりを設け、お茶やしいたけなど農林産物の紹介や販売、飲食などの提供などにより、

少しでも地域での消費額が増えるような仕掛けをしていきたいと考えておりますが、産業文化祭や奥大井ふるさとまつりなどについても、街道づくりに向けての実験的な意味合いをも兼ねて取り組んでまいります。また、島田市で計画中のSLフェスタについても、同様の考えに立って、より積極的な姿勢で取り組んでいきたいと考えております。平成24年3月には、長島ダムが竣工10周年を迎えることから、水源地であることを受益市町にアピールするとともに、新茶、新緑の時期を控えた川根本町を発信していきたいと考えております。また、宿泊客の減少に悩む観光については、温泉の利活用を高めるため、寸又峡温泉など再生を図るための施策を講じていかなければならないと考えております。

いずれにしても、地域の元気は、山間地である町の風土に根ざした町の歴史、文化、産業、人柄など、地域にある資源や人材をいかに活用するかにかかっていると考えるので、農商工観光一体となって6次産業化を進めてまいりたいと思います。私たちの川根本町には、すばらしいオンリーワンやナンバーワンの資源があり、優れた人材もあまたいらっしゃいます。今までも幾多の困難を乗り越えて、町の元気起こしをやってきたのですから、ピンチこそチャンスととらえ、元気再生を図っていきたいと考えます。

また、これはあらゆる分野にかかわってくるものでありますが、将来の町を担う人材育成のための教育の振興は、まちづくりの施策の中でも極めて重要な位置を占めるものと考えますので、小学校、中学校のあり方等についても真剣に議論していかなければなりませんし、川根高校が将来にわたって存続できるような方向性も探っていかなければなりません。

まちづくりは人づくりであり、より多くの人が集うことによって、大きなパワーが生まれてきますので、定住対策や縁結び事業等についても積極的に取り組んでいきたいと考えます。

安心して暮らせる環境基盤づくりについては、必ず起こると言われる東海地震や集中豪雨などの災害に備えて防災対策を進めるとともに、防災訓練等についても、いざというときに役に立つ訓練を考えていきたいと思います。

いやしの里診療所の竹内先生が退職することにより、町民の皆様には不安と動揺を与えておりますが、引き続き医師の確保に努めるとともに、町内の先生方との緊密な連携を図りながら、長期的な視点に立った医療体制のあり方も考えていかなければなりません。また、各種の予防接種への補助など、治療から予防、保健を重視する施策を講じてきましたが、引き続き町民の皆さまの健康増進に努めていきたいと考えます。さらに、子育てから高齢者福祉に至るまで、安心してこの町に住んでいられるような弱者に優しい環境づくりを目指していきたいと考えます。

住民主役の元気で夢あるまちづくりについては、地域コミュニティの核である自治会の力をつけていくことが必要だと考えます。世帯数の少ない自治会では、高齢化も進み、力が弱くなっているところもありますが、できるだけ地域の課題は地域で解決できるような体質強化を図っていきたいと考えます。また、新しい公共と言われるようなNPOなどの組織づくりや人材育成にも努めていきたいと考えます。

行政改革については、効率的な行財政運営を目指して、常に取り組んでいかなければならない課題でありますので、今後とも推進していきたいと考えます。

また、現在検討を進め、議論を呼んでおります情報通信基盤整備事業については、検討会での検討を待って、町民の皆様や議会の皆様の御理解がいただけるような形で進めてまいりたいと考えております。

冒頭申し上げました国の平成22年度第1次補正予算、円高・デフレにおける緊急総合経済対策交付金におけるきめ細かな交付金、住民生活に光を注ぐ交付金についての補正予算は、3月議会で御審議をいただくことになるかと存じますが、21年度からの繰越金とも合わせ、地域の元気再生に資するような予算編成を心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

今定例会では、条例改正3件、工事請負契約の変更契約の締結1件、公の施設の指定管理者の指定1件、補正予算2件の計7件について御審議をいただきますが、御審議のほどよろしく願い申し上げまして、冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番、原田全修君、7番、森照信君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの9日間に決定しました。

日程第3 議案第54号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する  
条例について

議長（板谷 信君） 日程第3、議案第54号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第54号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページ、2ページをごらんください。

川根本町立学校設置条例は、教育基本法及び学校基本法に規定する学校教育を行う学校を設置するため制定されております。昭和22年に制定された教育基本法が、平成18年に全部改正されました。これに伴い川根本町立学校設置条例の規定中に、同法の成立年号の表記の改正を行う必要がありましたが、今年度の事務事業を進める中で、同改正が行われずに今日に至っていることが判明したため、本議会に条例の改正を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） この改正は、単に条例の根拠法となっている教育基本法の成立の年号をあらわす字句を改正するものですが、議会として教育基本法の改正について、全面改正ということでそのことを議論したことは、いまだかつて一度もありません。それで、こういう形で出てきて、非常に心苦しいんですけども、ぜひこの場所をお借りしまして、町長、教育長職務代理者、一度は教育長という候補に挙がった方ですので、ぜひ教育基本法の全面改正が行われたことによって、もう5年近くたとうとしているんですけども、今の教育への影響、効果、課題など、いろいろな面から感じておられること、どのように評価されているかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

影響、効果、課題などの面からということですが、まず、現行法と旧法の違いという観点では、現行法では道徳教育について前文に公共の精神を尊ぶことが掲げられ、第2条において、教育の目標として豊かな情操と道徳心を培うことなど、育成されるべき国民の姿が示されています。なお、旧法においては道徳教育に関する規定はなく、道徳教育については文部科学省の告示である学習指導要領に提示されていました。

また、現行法では愛国心について、教育の目標の一つとして伝統と文化を尊重し、それら

をはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが挙げられる形でとられています。なお、旧法については、愛国心教育に関しては触れられていなかったと思います。

また、現行法では、普通教育の年限は具体的に記載されず、別に法律に定めるところによるとされていました。なお、旧法の第4条では9年の普通教育を受けさせる義務があるとされていました。

また現行法の第9条では、教員について養成と研修の充実が図られなければならないことが規定されています。なお、旧法においてはこの教員の養成や研修に関しては触れられていませんでした。

特に、現行法では、教育が法律に基づいて行われるべきと明示されています。ということで、現行法においての前文については、ちょっと朗読してもらいますが、我々日本国民はたゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに我々は日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切りひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定するとなっております。

今申し上げましたように、前文にもありますように、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものであると、我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進するとなっております。

特に、現行法のもとで、新たに生涯学習の理念、第3条が規定されております。ということで、この第3条を読ませてもらいますと、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

また、今回は第4条で教育の機会均等、すべて国民は等しく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないと、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないとなっております。

また、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

今回の現行法は18条から成っております、第1章から第4章までに分けられており、そ

れぞれ教育の目的及び理念、教育の実施に関する基本、教育行政、法令の制定について規定されています。

本町においては、教育施策として、特に生涯学習、学校教育、社会教育、家庭教育を重点に推進しているところであります。また、学校においては、年度年度で教育目標、重点目標を定め、現在推進しているところであります。

以上です。

(「評価と課題対策」の声あり)

教育総務課長(羽根田泰一君) 効果については、現行法になりまして、徐々にというか、59年ぶりに改正されたということで、民主的な教育基本法になりましたので、徐々に、特に先ほども私読ませてもらいましたけれども、生涯学習とか就学に困難な人の立場を尊重したのになっておりまして、現在もうちの方でもそういうサービスというかやっておりますので、ちょっと口幅ったい言い方ですけども、教育は百年の計とか何とか言われていますけれども、長いスパンで見ただけならと思っております。

以上です。

議長(板谷 信君) 町長。

町長(佐藤公敏君) 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、教育基本法でありますけれども、教育基本法はその名のとおりに日本の教育に関する基本的、基礎的な法律であります。今回、と言いますと平成18年に改正されたわけでありましてけれども、これは昭和22年の制定以来一度も改正されてこなかったものでありますけれども、現在までの約60年間に教育基本法が前提としていた経済社会や国民生活の状況が大きく変わってきたということが一つあります。教育水準が向上し、生活が豊かなになる一方、都市化や少子高齢化の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変わっております。それから、教育全般に様々な問題が発生しております。近年、子供のモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下など、教育全般に様々な問題が指摘されており、若者の雇用問題も深刻化しております。

さらに、戦後社会や教育現場においては、個性の尊重や個人の自由が強調される一方、規律や責任、他人との協調、社会への貢献など、基本的な道徳観念や公共の精神がややもすれば軽んじられてきております。

このようないろいろな社会の変化、それらに対応するものとして、18年に教育基本法が改正されたわけでありましてけれども、国を愛する、地域を愛する、家庭を愛する、そういう気持ちをはぐくんでいくことは大変大事だと思いますし、誤った方向に行かないような形で考えていけば、これからの人間教育にとって、この教育基本法の改正は評価できるというふうに認識しております。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 余り驚いて声が出ませんでした。何が驚いたかということ、教育基

本法全面改正のとき、日本中が憲法改正に匹敵するような賛成、反対の意見が分かれて、大変な議論の渦になっていたのを思い出されての答弁なんでしょうか。私は、通告をしたときも、これは字句の改正だから反対する気持ちは、もちろん教育基本法、町長や教育総務課長、教育長職務代理者である羽根田課長が言われたように、文面としてはいいところもありますけれども、その中に、例えば愛国心の問題とか、それから学力競争の問題とか、競争することで学力がつくとか、教員の資質、資格を5年おきに検査をして、免許を更新をするとか、大きな問題がいっぱいあったわけです。そういうことに対するきちんとした議論がされないまま、与党が大勢あったということで、わずかな日にちで強行採決したということ、このことの大きな問題というのは、何も今現在も引き継いでいて、全国学力テスト、実施していますけれども参加しない自治体があったり、公表できない、教育基本法では公表するとなっていては、成績公表できない、それはもう父兄や教育者の大きな反対にあって、子供を競争の中に追い込んではいけないという、格差をつくってはいけないという、そういう声で公表できないでいるわけです。

そういう問題を含んでいる中で、うちの町は小さい町ですし、住民の人たちのお互いのつながりがあって、人情も豊かで、町長や羽根田課長が言われたように、いい方向に使ってこうという努力はされているということは、私も認めます。本当に大変な努力を教育の現場でもされているし、行政としても教育の現場に圧力的なものを持ちこんでいないし、そういうことでは大いに評価をするわけですが、今のお答えは、私は何だか本当に教育というものをもっともっとみんなで考えなければいけない課題があるということに触れられなかったのが、ちょっと残念なんですけれども、その点ではどうなんでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 教育を進めていく上では、いろいろな方と議論していく、それは大変大事なことだというふうに思っております。

ただ、今回の改正でございますけれども、平成18年に教育基本法が改正されたということに伴うものでありまして、学校に荒廃した現状ですとかいろいろな問題があって、そしてその中で60年間に時代の社会環境も変わってきている、いろいろな背景の中で必要性があって改正されたものだというふうに思っております。その結果として、国会も通っている話でございますので、その教育基本法に沿ってこれからも学校教育を考えていかなければいけない。地域の人材育成を考えていかなければいけないというふうに思っております。

過去の誤った方向へ行くようなことがあってはいけません。それは断じてあってはならないというふうに思っていますので、そうならないように国民の一人として心がけていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第55号 川根本町社会教育条例の一部を改正する条例について

議長(板谷 信君) 日程第4、議案第55号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第55号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページ、4ページをごらんください。

川根本町社会教育条例は、教育基本法にのっとり、社会教育に関する川根本町教育委員会の役割が明らかにされておりますが、昭和22年に制定された教育基本法が平成18年に全部改正されました。これに伴い、川根本町社会教育条例の規定中に同法の成立年号の表記の改正を行う必要がありましたが、今年度の事務事業を進める中で、同改正が行われず今日に至っていることが判明したため、議会に条例の改正を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第56号 川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正 する条例について

議長(板谷 信君) 日程第5、議案第56号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第56号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページ、6ページをごらんください。

水川地内、平溝地区に、平成22年度県営中山間地域総合整備事業により飲料水供給施設が整備され、平成23年4月1日より供用開始の予定であります。

この施設は、給水戸数3戸、給水人口8人の施設で、完成後は静岡県から川根本町に施設が移譲される予定であります。

このため、川根本町飲料水供給施設条例に平溝飲料水供給施設を追加するものであります。

なお、施設の管理につきましては、地元で実施する予定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について

議長（板谷 信君） 日程第6、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第57号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページをごらんください。

本案は、平成22年度地名簡易水道施設整備工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、本年6月29日、平成22年第2回議会定例会により契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を239万8,200円増額し、変更後契約金額7,274万8,200円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について  
（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）

議長（板谷 信君） 日程第7、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案8ページをごらんください。

川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設につきまして、平成23年4月1日からの公の施設の指定管理者を選定するに当たり、大新東ヒューマンサービス株式会社浜松営業所、所長、野口和義ほか3団体より、指定管理者指定申請書の提出があり、11月18日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を大新東ヒューマンサービス株式会社浜松営業所、所長、野口和義氏に選定いたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程するものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 説明で、資料もいただいたんですけども、4団体から申請があり、審査した結果、入り込み客が年々多少だけども増えているということや、リピーターも徐々に増えてきている現状を評価して、審査会では継続と決めたという説明がありました。そして、21年度、22年度の4月から7月の4カ月間の宿泊のお客さんだけを比較して、21年度が482人に対して22年度は489人だったという、わずか7名の増加を、完全に比較できるものとしてはこれしかなかったわけです、資料には。行政はそれを示してくれたんですけども、これだけの評価を根拠にして私たちが判断するのは非常に難しいわけですけども、比較できるように8月、9月、10月、11月分、22年度、もう過ぎたわけですから、数字が出せると思うんです。それは先々日も担当の方に行って聞いたんですけども、いまだに返事をいただいております。どうなのかお聞きいたします。

それと、同社に継続と決定した理由が、先ほども言いましたように非常に根拠が少ないということを行いましたけれども、ほかに何かあったのかどうか確認をしたいと思います。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） お答えいたします。

指定管理者を募集しましたところ、4社から応募がありまして、11月18日に副町長と課長全員からなる審査会を開催しました。その内容は、基本方針、参加意欲などの基本的な考え方、それから事業の継続性、維持管理、職員の能力育成などの実施体制についての考え方、それから料金設定、誘客能力、効率的な管理からの目的達成などについて内容を審査しまして、その結果、大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として選定いたしました。

応募された事業者は、地元団体と管理会社3社から申請がありました。選定理由の内容を大まかですがまとめますと、地元団体の評価はやる気は感じられますが、宿泊施設での事業と思われる食事の提供に関しまして、経費削減の考え方もかもしれませんが、レトルト的な食事提供を考えているということで、また、組織的にも不安があり、低い評価となりました。ほかの3社は管理会社ですが、そのうち1社は地元での雇用面で不安があると、またもう1社はそのほとんどが施設維持管理が中心でありまして、宿泊施設等の営業運営実績が少ないということで不安があるという評価でありました。

そんな中において、大新東ヒューマンサービス株式会社は、これまでも特に問題もなく、経営も徐々にですがよくなっておるということで、続けさせてみたいといった評価によりまして、審査会では選定をいたしました。

また、11月までの比較はということですが、22年4月から11月までの宿泊者は1,184人、前年同月が1,067人ということで、111%の伸びを示しております。ちなみに、平成20年度1年間は963人、平成21年度が1,281人と、ここも少しですが宿泊者が伸びているという状況でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

今、比較の数字が少し出されたんですけども、私が一番知りたいと担当に伝えていた22年度8月の宿泊数ですね、それが資料には載っていません。資料に載っていないことで、結局比較ができないわけです。この資料なんですけれども、なぜできないかと言うと、もらった資料で21年度と22年度の運営状況の比較で、例えば5月を比較しますと、宿泊客が21年度は195人で、宿泊に対する収入は39万9,872円に対して、22年度の同月は宿泊客が240人と45人も増えているんですけども、宿泊収入は12万7,701円と3分の1に減っているわけです。これおかしいと思いませんか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） この辺の収支の計算につきましては、大新東に確認したところ、現金主義で帳簿をつけているということですので、お金が入った時点での集計となっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） そういうふうに答えると予測したものですから、もう少し違うところを調べました。その月に売り上げが入るとは限らないというんですけども、それでしたら、例えば6月を見ると、先ほどは5月のことを言ったんですけども、次の6月ですね、当然5月分で22年度が宿泊客が45人も前年度より増えているのに、収入は3分の1しか入っていないと。じゃあその次の月に入ったのかというと、6月を見ますと反対に今度は21年度が150人の宿泊客に対して、収入が38万円、22年度は73人というふうにすごく落ち込んでいるんですけども、この売り上げというんですか、現金収入が55万7,000円ということで、少ないのに減っている。前月の増えた分はどこで調整されたのか。5月分が6月に入ったと考えられない状況が出ているわけです。もっと飛んで後から入ったのかどうか、そこはわかりませんが、次に7月分を見ますと21年度は67人で、22年度は133人と2倍になっていますけれども、宿泊収入は21年度が57万円、22年度も50万円と、その前の収入が少ない部分がどこで調整されているのかというのが、全く数字となって出てきていないわけです。それで、私はそれも説明をして8月分の宿泊客が極端に少なく、でも前の月のお金が入ったから現金収入としては8月の対比はほとんど21年も22年も変わらない200万ちょっとのお金が入っているというふうに考えられるのかどうか、そこを確認をしたかったんですけども、今回確認ができません。それで、8月分の数字、通告してあるわけですから、宿泊数を言ってください。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 8月分ですが、平成21年度が295人、それから22年度の8月

が378人です。

10番（鈴木多津枝君） 議長。

議長（板谷 信君） 3回目だけれども許します。

10番（鈴木多津枝君） 22年度は前年より100人近く増えているわけです。けれど、収入、ウッドハウスの運営状況から見ますと8月の収入も、先ほど言いましたように21年度が約225万円、22年度が250万円ということで、30万円しか増えていないわけです。今までのも調整されていない。この月はお客が増えているのにわずかし現金収入は増えていない。またこれも後の月に、もっと後で入るんだというのかどうか、そのところを説明していただきたいんですけども。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 最初にも御説明しましたが、現金での帳簿をつけているということですので、入った月に入った分だけ計上ということになります。8月は夏休みということもありまして、家族連れの方が多いということで、現金も即入ることが多いと思いますが、ほかの月がツアー客とかというようなお客層もありますものですから、翌々月とかずっと後に入る部分があるのではないかと推定しております。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 今の直接的な回答にはならないかもしれませんが、私、指定管理者の審査委員会の委員長というか、審査長ということでもありますので、選定について回答させていただきたいと思います。

まず、ウッドハウスおろくぼ等の施設については、11月18日に審査委員会を開きまして決定をしたわけでありましてけれども、これについては、確かに今のような経営的な問題とか、そういう状況も含めた中で、現行当然管理している施設ですので、審査委員の中からは質問等を受けたわけでありましてけれども、基本的には参加の4社の中でプレゼンテーションをして、今後の運営方式がどうあるとか、公の施設についてどのように効果、効率的に運営、また単なる経費部分だけではなくて、町の顔としてどのように運営していくかというようなことを含めた中で、全員が審査をしまして、その後各委員のそれぞれの意見を出していただいて、最終的に意見調整を図った上で合意をしたわけでありましてけれども、一番基本のところは何かと言いますと、やはりおもてなしの部分という中で、どういう観点を持っているかということが集中したところでありまして。

大新東についても、今のような状況の中を、資料の中で精査した中で質問も出ました。その中には、今言われたような部分も出ましたんですけども、大新東の回答、今後のプレゼンの中では、一番の大切な、大新東のおもてなしの一番のところはいい食事をもって接待をしたいと、そういうためには食事のところに特化してなるべく集中していくと、そういう意味では経費的には効率というものが落ちていくかもしれないけれども、今後もこういうもの

を中心にしてやっていきたいということをアピールされました。そういう点が最終的なところの中で、かなり大きなウエートを占めたのではないかと思いますけれども、ただ、この4社がすべて委員の、私をはじめとする12人の委員が大新東に上げたというものではなくて、意見はそれぞれ様々、各プレゼンを支持した方々がおりました。その中での最終的なところの決め手がそういうところに至ったというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 通告してありませんけれども、先ほど鈴木議員の質問を聞いていて、要するに入り込みとか宿泊とか、あるいは収入面というのは、当然川根本町の計算式にのって、月々の統計が出るのが当たり前のことで、当然それが前の月の調整でどうだこうだなんていう話自体がおかしな話で、何となく聞いていて余りすっきりと聞こえないんです。そこら辺の指導ができないようじゃちょっと困りますね。その点いかがですか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 経理面につきましては、毎年決算を出していただいておりますが、その時点での担当者、また私も含めての指導を行っております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 太田です。

ウッドハウスの売り上げが現金でというのは、どこを見ても、大新東にしても、会社の経理上おかしいんです。そのお金がこのデータで出てきて、状況を分析しろというのは根本的におかしいんです。だから、売掛金も含めて、その月々の売り上げが幾らであるかというデータでないと正確なことにはならないんで、最後は今おっしゃったように帳尻は合うわけなんです、会計処理すれば。だけれども、町が欲しいデータとこの数字は全然違うということになってきますと、これは根本的にやり直さないとおかしい話になると思います。

議長（板谷 信君） 質問の内容は。

2番（太田侑孝君） だからもう一度それを確認したいんです。現金なのか、売り掛け計上等はどうなっているのか。そこまで大新東の状況のことを管理して見ているのか、検証しているのかということです。絶対おかしいと思いますよ。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 実績報告につきましては、大新東ヒューマンサービスの全体の中でのウッドハウスおろくぼの一部ということで決算が出てきております。今後、町の方としてのわかりやすい提出の仕方を、また今後指導していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それは、町で言えば別途会計で、子会社側のような関連の出先として大新東は経理して、単独でやっているはずなんです。だからその辺をわきまえて見てもらわ



ないと、そこまでまた次回にきちっと報告していただくようにしていただきたいと思います。  
議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御指摘は大変重要な事項でありまして、やはり売り掛け勘定等をしっかり精査した中でやっていかなければ、これは指定管理とした責任者でもありますので、御指摘の意見、今後に生かすようにやってまいりますので、よろしく願います。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論します。

提案があったときには、まさか反対するなんて思っていませんでした。なぜならば、大新東さん、一生懸命頑張っているということも実際見ていますので、本当に大変な赤字施設だったところを、赤字になったこと自体も非常に問題があるんですけども、そのところから始まって、そこを立て直すために現場の職員の人たちは頑張っているというのを私は見えていますので、反対するなんていう気はありませんでしたけれども、今回出された資料に対して、どうしてもこのまま賛成できないという点を指摘します。なぜならば、今回指定管理期間を5年間に延ばすという重大な変更もあるわけですけども、これは業者から安定的にやりたいからという、効果も出したいからというような要望があったということで、商売で言えば私は当然の要望だろうと思うんです。短い期間で見られてもなかなか成果は出ないという点で。行政がやってきたときに、もっと大きな赤字を生み出していたことから見れば、まだましというと本当に変ですけども、今改善が進みつつあるということなんですけれども、そこで短く区切られていくというのは、非常に過酷だろうというふうに私は思います。

でも、今回の質疑で正さなかったことがあるんですけども、指定管理業者の経営努力による創意工夫の成果が徐々に出てくることに着眼して、5年間に延ばしたというふうに説明書に書いてあります。審査委員会がそういうふうに判断したと。だけれども、創意工夫というのをどこに見つけたんでしょうか。先ほどの質疑で、私たちに示したものについては収支の食い違いがあっても、それさえも黙って出してくる。そういう中で、例えばもう少し詳しく私は決算書を見たんですけども、説明もあったんですけども、売り上げが少ない2月は休業にすると、これが営業努力、赤字を少なくするための営業努力というふうに判断しているんでしょうか。また、単に収支の結果だけを見ているのではないのでしょうか、その創意工夫とういうのを。収支の結果が少しマイナスが改善したということで、それで営業努力、創意工夫があるというふうに言われているとしたら、例えば材料費なんですけれども、指定管理をしていなかった平成18年度に材料費が、平成21年度とほぼ同じ入り込み客、宿泊客で

すけれども560万円あったんです。議会で材料費率が高いという意見はあったんですけれども、その560万円に対して21年度は指定管理者は280万円、材料費は半減しています。驚く半減です、これは。私も商売やっているんですけれども、なかなか難しいことですね、材料費を削るとするのは。それが、後で言いますけれども、そういうことがあるということ。

それから、寝具のリース料、これが指定管理前の18年度は決算で76万5,000円でしたけれども、21年度指定管理者になって、多分寝具リース料とは書いてないんですけれども、賃貸料というふうに記載していて、リース料はありませんから、布団なんか当然洗わなければいけないわけですから、多分これに当たるんだらうと、ほかに当たる場所がありませんので見たんですけれども、29万6,000円ということで4割近くも減っているわけですよ。よく使い回しという言葉がありますけれども、使い回ししているんじゃないかと思われてもしょうがない実態があるわけですよ。

そういう理由が、仕入れを工夫して安く上げたとか、調理方法を工夫してお客さんには喜ばれる料理を開発してやっているとか、リースの点でもリース会社、以前は過去からずっと引きずって高いところにやっていたかどうかわかりません、高いところにしていたけれども、指定会社、大新東さんが努力して本当に安くてよくきちんとやってくれる会社を見つけたから、こういう安くなったとか、そういうことがはっきりと示される、説明がされれば、私も納得できるんです。でも、ただこういうちぐはぐな資料を出されて、隠されたところからはこういう実態が出てくる、それでは指定管理者の資格の云々ではなくて、私は指定管理者にこういう町の、町民のお金を使って建てた、すごいお金を使って建てた、地域の活性化を目指すんだという目的で建てた、それが本当に生かされているのか、そのところを行政が本気で、丸投げではなくて本気で考えて指定管理者に委託したのか、そういうふうにしたいという思いでしたのか、その点が非常に問われる問題だと思うんです。そこが、今回の答弁でも、副町長、頑張って答弁してくださいましたけれども、私はやはりこういうことを言う機会も必要だし、言わなければならないだらうと思って反対討論をさせていただきました。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 私は、指定管理者の賛成者として討論をさせていただきます。

それこそ大新東は平成20年4月から平成23年、まだ来年ですが、それまでの指定管理3年間あります。その間、私が見た中では、この期間に対しまして非常に自助努力をされておると、こう思っております。それこそ指定管理前には、赤字経営でありましたけれども、いまだに少し赤字はありますが、収支は徐々に上がってきております。またそれなりに宿泊客ばかりでなく、飲食と言いますか、食事を計画したりして、今年も12月でしたか、新聞折り込みで食事の申し込みがありまして、うちの方の女性の方も大分行っております。このような町民に対するディナーと言いますか、そういった食事のサービス等もやっており、また車のない人たちを送迎したりして、あらゆる努力をしている大新東さんに、私は指定管理をさせても、今からますますよくなるのではないかと、これだけ入り込みの少ない、観光の少ない

中で、自助努力により収支を上げているという評価を、私は非常に高く評価しながら賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ等の施設）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8 議案第59号 平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）

議長（板谷 信君） 日程第8、議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,059万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,851万6,000円とするものであります。

今回の補正予算は、普通交付税確定額と繰越金の全額計上に伴うまちづくり基金等の財源更正と人事院勧告等に準じた職員人件費の更正、茶凍霜害支援策及び平成21年度決算に係る剰余金の財政調整基金への積み立ての追加が主なものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般15ページからごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は12万8,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は4億6,376万1,000円の増額です。一般管理費については、特別職及び職員人件費の補正です。財産管理費は平成23年度に実施する元藤川グラウンド維持修繕工事の測量設計費と千頭駅前の老朽化した建物の解体工事費、町有施設の修繕料です。基金管理費は、ニュー久保山解体工事中断による工事返還金分を取り崩した長島ダム水源地域振興基金へ戻すためのものと、平成21年度決算に係る剰余金について、財政調整基金へ積み立てるものです。自治会振興費は、地域自治会の振興事業推進のための交付金を創設するものです。

第2項企画費は194万2,000円の増額です。企画総務費については、職員人件費の補正です。コミュニティ施設管理費は、まちづくり基金の充当を減額するものであります。情報政策費は、情報通信基盤整備検討会開催のための委員報償費と自主共聴施設整備事業費補助金の実績見込みによる増額です。ダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。

第3項徴税费は425万円、第4項戸籍住民基本台帳費は208万7,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は889万7,000円の増額です。社会福祉総務費は、職員人件費の補正と社会福祉基金の充当を減額するものです。心身障害者福祉費は、障害者自立支援給付費等の国県負担金を返還するための償還金、利子及び割引料の追加をお願いするものです。老人福祉費は、職員人件費の補正と社会福祉基金の充当を減額するものです。国民年金事務費、老人医療費は職員人件費の補正です。後期高齢者医療費は、保険基盤安定負担金の増額に伴う特別会計繰出金を増額するものです。

第2項児童福祉費は1,425万6,000円の減額です。児童福祉総務費、児童福祉施設費及び子育て支援対策費は、それぞれ職員人件費の補正です。児童措置費と子ども手当費は子ども手当実施に伴う予算更正と平成21年度分の児童手当交付金が確定したことによる返還金の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は400万7,000円の減額です。保健衛生総務費、環境衛生費は職員人件費の補正です。予備費はインフルエンザワクチン接種について、町内接種機関が委託契約となったため、その対象分を扶助費から委託料に変更するものです。

第2項清掃費は392万5,000円の減額です。これは職員人件費の補正と臨時職員増員に伴う追加分です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は816万7,000円の増額です。農業総務費、農林業セン

ター運営費及び地籍調査事業費は、職員人件費の補正です。農地費は職員人件費の補正と県中山間事業の一部が平成23年度に施工となったことに伴い、町で施工する事業も延期することによる工事費の減額です。茶業推進対策費は、凍霜害農家対策として肥料農薬代を支援するため、補助金等を創設するものです。農業農村整備事業費はまちづくり基金の充当を減額するものです。

第2項林業費は406万円の増額です。林業総務費は、職員人件費の補正です。林業振興費は、野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金の追加、林道費は、職員人件費の補正と林道寸又線測量設計委託料及び重機借り上げに係る使用料及び賃借料の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は760万6,000円の増額です。商工総務費、音戯の郷運営費は、職員人件費の補正です。商工業振興費は、住宅リフォーム推進事業補助金の追加です。観光費は、職員人件費の補正、接岨峡温泉からの温泉運搬業務委託料及び登山道整備委託料の追加をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は286万2,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項道路橋梁費は2,964万2,000円の増額です。道路維持費は地区の要望に対応できるよう小規模修繕業務委託料と町道地名中央線等の事業量の変更等に伴う工事費の補正です。道路新設改良費は、職員人件費と町道千頭沢間線等の事業量の変更に伴う工事費の補正です。橋梁維持費は、現在実施しております橋梁点検業務に図面作成業務を追加することによる増額をお願いするものです。

第9款消防費、第1項消防費は26万4,000円の増額です。これは実績見込みに伴う家庭内家具固定委託料、自主防災会防災資器材購入補助金の補正と行政防災無線移動系の再免許申請委託料の追加をお願いするものです。

第10款教育費、第1項教育総務費は508万4,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項小学校費は134万4,000円の減額です。これは職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額です。

第3項中学校費は27万9,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第4項社会教育費は146万6,000円の減額です。職員人件費等の補正及びまちづくり基金の充当を減額するものです。

第5項保健体育費は431万6,000円の減額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は2億4,341万9,000円の増額です。普通交付税確定に伴い、今回全額を計上するものです。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,020万3,000円の減額です。これは児童手当及び子供手当の実績見込みによる補正です。

第2項国庫補助金は731万9,000円の増額です。総務費国庫補助金は自主共聴施設組合地上

デジタル対応事業の増額に対する補助金を追加計上するものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は322万9,000円の増額です。これは児童手当及び子ども手当の実績見込みによる補正、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額です。

第2項県補助金は51万7,000円の減額です。家庭内家具固定委託料等の実績見込みによる大規模地震対策等総合支援事業費補助金の減額です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は9,000万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、まちづくり基金繰入金を5,000万円減額、社会福祉基金繰入金を4,000万円減額するものです。

第18款繰越金、第1項繰越金は5億234万4,000円の増額です。これは前年度繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

第20款町債、第1項町債は1億7,500万円の減額です。これは普通交付税や繰越金により財源が確保されたため、臨時財政対策債を減額するものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

路線バス、南部でありますけれども、運行管理業務委託契約限度額の変更です。当初、南部地域のデマンド運行導入を本年10月からの1年間の契約として予定しておりましたが、デマンド運行予定時期が新年度からの運行見込みとなるため、南部地域の路線バス運行管理業務委託についても平成23年4月から1年間の契約としたいので、限度額の変更をするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を1億7,500万円に補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 隣の方も質問があったんですけども、私の方がたくさんあって申しわけありません。通告を10件ほど出してあるんですけども、よろしく願いいたします。

まず最初に、歳出の方からいきます。通告を読み上げます。16ページの2-1-7基金管理費のところ、25節積立金、細節18財政調整基金積立金元金に4億533万円繰り上げ償還を、3日の全協の提案に対して7日に取り下げをして、新たに計上された3,000万近い事業費を差し引いた残りを基金に組み替えるという説明だったんですけども、財政調整基金への積み立ては特別交付税で1億円程度減額される可能性があるという説明もありまして、町長も7日の全協で年度内にできるだけ事業を組み上げて、3月補正に計上できるものは計上したいというふうに言われました。町民が望んでいることを1つでも多く実施することが組み替えの目的でもあり、町の財政を守るためにも必要なことだと思いますけれども、そこで

この際、今までやりたくても多額の経費がかかるということでなかなか手をつけられなくて、長年の懸案事項として延ばしてきたことである北小耐震あるいは解体して建て替える事業、それから町営サッカー場の徳山の芝生化。それからこれは新たな提案ですけれども、若者定住住宅建設、いろいろな自治体でやっています、子育てしやすいまちづくりをすることで、若者を定住して子供を増やしたいというぎりぎりの取り組みをいろいろな自治体が行っているんですけれども、うちの町でも予防接種の補助と医療費補助ぐらいが済んだというところで、そのほかにこれといって子育てしている若いお母さん、お父さんたちを励ますようなものが出てきていませんで、ぜひそういう計画があるということを示していく、建設委員会などを、大子町というところでは、NHKでやっていたんですけれども、町営住宅に住んでいるお母さんたちに建設委員になってもらって、どうしたら子育てするのに住みやすい住宅にすることができるかと、そういうことで非常に好評で、次から次と入りたいという希望が殺到していて、子供が増えているというのをNHKでつい先日やっていたんですけれども、そういうふうなことに取り組む考えはないか伺います。

それから2点目ですけれども、同じところで、入れ替わりましたけれども細節17の長島ダム水源地域振興基金積立金元金240万円増額ということで、これはニュー久保山施設解体工事が地権者との話し合いがつかないでできないために、業者に払っていた前払い金を返してもらうので、財源だった基金へ積み戻すという説明がありました。工事ができないことに対する、町が発注したわけですから、受注した業者への違約金などは発生しないのかどうか。

それから、前払い金は312万円だと聞いていますので、140万円戻ってくるという差額172万円はどうなっているのか、その点をお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、17ページです。2款2項4目のコミュニティ施設管理費、まちづくり基金のところ700万円、基金の取り崩しをやめて一般財源に代えるという財源更正が出ているんですけれども、ここは単なる補正予算上は財源更正なんですけれども、ここの中には町長も言われた町政懇談会でも、要望などでも多くの自治体から、特に旧中川根の方では集会所の建て替えに地元負担が3分の1もあるというのは非常に大変だという声が出ているわけなんですけれども、ここの中には今年度水川地区の工事費で440万7,000円の3分の1の地元負担146万9,000円が入っています。戸数がわずか100戸の水川地区で、1戸当たり1万5,000円もの負担となる、大変高齢者も多い地区で大きな負担ですので、こういう町に余力財源をつくるのではなくて、こういう町の建物の建て替え修理などに負担を求めるといのは、強制寄附と同じ性格だと私は思いますので、ぜひ合併後町民の閉塞感の一つにも原因となっているこういう集会所の地元負担をなくすという、見直す考えはないかお尋ねをいたします。

次に、22から23ページの3 - 2 - 4の児童措置費減額3,032万円のところと、次の3 - 2 - 5目の子ども手当費で1,775万円増額ということで、これは児童手当から子ども手当に代わったということなんですけれども、代わったことの補正予算ですけれども、今の子ども手当の

財源を得るために、今の政権は1月から扶養控除を廃止するというふうに決めています、これが実施されるとかえって負担増になる親も出てくるということが、非常にニュースなどでも報道されています。当町でこういう負担増が見込まれるのは何世帯で影響額がどれくらいあるのか伺います。

次に、25ページですけれども、4 - 2 - 1 塵芥処理費のところの2節給料のところでは41万8,000円の減額ですけれども、7節の賃金で343万3,000円増額をしています。正職員を2人減らして臨時職員2人増やす、正職から臨時に組み替えるというごみ処理作業の職員の変更なわけですけれども、一緒に仕事をしていると思うんです、正職員の方も臨時職員の方も。それをこういうふうに通費削減ということだけで、同じ職場で同じ仕事をしている職務を、後からは臨時職にどんどん切り替えていくということを当たり前にしてしまうと、この町で本当に安定的な雇用の確保というところに、行政が先頭立って経費削減を示していくという例を示していくことになるわけですから、こういうことをやる行政の方法をこれからも続けていくのかどうか。ちょっと通告と違いますけれども、やってはいけないことじゃないかと思しますので、この点について行政の考えをお聞きいたします。

そして、ここの職場に現在働いておられる臨時職員で、長い間臨時のままになっておられる人は何人いらっしゃるのか。また、その方たちがおられたら、過去に一度あったんですけれども、希望したら正職員に引き上げるという、そういう可能な制度、道を設けてあるかどうか伺います。

それから、26ページの6款1項5目の茶業推進対策費、19節負担金補助及び交付金のところで612万4,000円の増額になっています。これはかねてから今年度の凍霜害、非常に心配されていたわけですけれども、その被害農家に対する支援助成ということで、農薬、肥料代を支援するというところで出ているんですけれども、金額を見ますと612万4,000円で、当町は600町分あるという説明が全協でありまして、1億数千万円の被害が出たという説明がありました。この被害額に対して、全戸に面積割で補助を助成するということですが、それは問わないことにしても、被害の大きさ、低さは関係なしに助成するということですが、余りにも少ない助成額ではないかと思うんですけれども、その点についてお考えを聞かせてください。

29ページの7款1項2目の商工業振興費、19節の細節28住宅リフォーム推進事業補助金300万円増額になっています。これは当初予算で300万円計上し、6月補正で200万円、9月補正でも400万円計上されて、今回の増額を入れると1,200万円となるわけですが、何件分で効果額をどれくらいと見ているのかお聞きいたします。

次ですけれども、7款1項3目観光費の13節委託料のところ、細節11温泉運搬業務委託料123万6,000円の増額についてお聞きします。当初予算で4月から8月末までの分として192万6,000円計上されておりました。それで、9月補正で9月から3月分まで延期する分として163万8,000円増額されました。どちらもこのときはシルバーへの委託で、シルバー単価



の見積もりで計上されていて、今回は事故もありましたので民間に代えたということで、民間企業に委託したため単価が増えたための補正ですけれども、シルバーのときは2人で1万6,050円、今回は民間単価で2人で2万7,300円ということで、それに117日分を見込んでシルバー委託予算の残り分を合わせてその差額を増額するという説明でしたけれども、以前は毎日運ぶのではなくて3日おきぐらいに運ぶという説明もあったわけです。この計算でいくと117日ということになると、1日おきぐらいに運ぶというふうに考えているのか。それとも車が小さくなって1回に運ぶ量が少なくなったのか、このところの説明をお願いいたします。

それから、接岨の地権者から事故で死亡者まで出している目的外使用は中止せよという要望書が届いていると聞いていますが、それに対してどのように対応しているのかお聞きします。

それから、31ページの9款1項4目災害対策費、13節委託料のところ、細節3の家庭内家具固定委託料250万円を150万円も減額する内容になっています。平成21年度も当初予算で250万円計上してありました。決算額が199万円になっていますので、そんなに今回みたいな大きな減額ではなかったわけです。今年度の申請が少ない原因をどう考えているのか。1件当たりの自己負担が平均幾らくらいでできるのか。これまでに実施した件数、目標に対する比率などはどうなのか。どうやって目標に近づける、希望者が増えるようにしていくつもりか、そういう点についてお聞きいたします。

それから、32ページから35ページの10款教育費での人件費の削減、ここは人件費の分だけしか補正が出ていません。削減額総額で1,248万9,000円と大変多額になっているわけですが、基金にため込むのでは、私は給料改定の際に反対しましたが、本当に私が指摘したとおり町の景気に逆行する状況になってしまいます。ただ減らすだけでなく、要望を実施する考えはないのかどうか。小中学校や社会教育などから当初予算編成のときに要求が出てくるとは思いますけれども、そこで切ったものなど、もう一度復活とか、聞いて再度事業として計上する気がないかどうか伺います。そして、要求に対してどれくらい予算計上してあったのか伺います。

もう一点、最後で歳入の方ですけれども、13ページの20款町債、1項7目のところで、臨時財政対策債で1億7,500万円減額していますが、当町の借金枠は4億5,000万円ぐらいと聞いています。このうちの1億5,000万円しか借りないということで、これでいいんだということになりますと、財政に余裕があるなというふうに見られて仕方ないわけですが、こういうことが後々で国から特別交付金や財調借り入れ枠を減らされるというような影響になって出てこないかどうか、確認をいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 答弁の方、お願いします。総務課長。

総務課長（西村太一君） それでは、鈴木議員の一般補正予算に対する質疑に対してお答え

をさせていただきます。

たくさんありますので飛び飛びになりますけれども、御承認いただきたいと思います。

まず第1点、25節の積立金、財政調整基金の積立金についてでございますけれども、これにつきましては、簡単に申し上げますと財政調整基金の積み立ては、御指摘のありました懸案事項や今後計画されている事業の財源の一部として活用していきたいと考えております。これらのことから、今回財調に一時積み立てをしていき、対応を図っていきたいと考えております。

次に、2つ目の17の長島ダム水源地域振興基金の積み立ての件でございます。これにつきましては、2点ほどありますけれども、まず第1点目でございますが、ニュー久保山の施設等解体工事において、土地所有者の施工承諾を得ることが不可能となったことから、川根本町建設工事請負契約の約款第44条の規定に基づきまして、工事請負者であるマルトミ開発株式会社静岡支店と平成22年3月26日に工事請負契約の解除についての協議を行いました。

本工事において、発注者及び請負者とともに契約解除に伴う損害はないとの意見に達したため、協議書及び合意解約契約書を締結し、お互い相手先に支払う違約金は支払わないことになりました。

もう一つの件でございますけれども、前払い金は幾らということでございますけれども、これにつきましては、出来高確認額が172万950円でございます。前払い額が312万円でありまして、差し引き前払い余剰額につきましては、その差し引いた金額の139万9,050円でございます。これにつきましては、19節諸収入の雑入に前払い余剰金として歳入として上がってきております。

また、172万円は何かということでございますけれども、170万円は何かという質疑でございますけれども、実際には先ほど述べましたように172万950円でございます。これにつきましては花卉温室の解体分でございます。

次に、17ページの件でございます。17ページの件につきましては、集会所の修繕でございます。この件につきましては地区の集会所はその所有者が中川根地域は町、また本川根地域が自治会と異なりまして、その修繕に要する経費も中川根地域は負担金として10分の1を、本川根地域につきましては補助金として2分の1を支援してきた経緯があります。合併時に、地区集会所の建設、修繕基準としまして、本川根方式をもとに合併時に再編するという方針のもと、形態は異なれ等しい支援をしていきます。また、1つの町であるため等しくなければなりません。議員は、今回町の責任で地区集会所の修繕を行うべきであるという御質疑でございますけれども、自治会活動の拠点であります地区集会所の維持管理におきましては、利用者であります地区の方に御負担をいただきまして、事業を進めるべきかと考えております。冒頭に述べましたように、所有者の相違から責務として生じる負担に納得いきかねる場合があるかと思いますが、現在に至った経緯を御高察いただきまして、御理解をお願いしたいと思います。

なお、現在は地区集会所の修繕に対する支援は、事業費が150万以上については3分の2、10万以上150万未満につきましては、2分の1を支援してございます。これが17ページの件でございます。

それから、31ページの件でございますけれども、31ページの件につきましては家具固定の件でございます、4点ほどありますけれども、今回の申請が少ない原因をどう考えているかというようなものの質問でございます。

事業実施に際しまして、対象となる各世帯に直接郵便で送付し、啓発に努めてまいっております。平成21年度は8月11日に駿河湾を震源とします地震が発生し、本町でも震度4を記録したこともあります。家具の固定に関する注目が非常に増えてきております。本年度の申請者が少ない原因は不明でございますけれども、今後とも家具の固定の重要性を広く広報をしていきたいと思っております。

負担していただきます費用は、固定する金具代でございます、固定するもので変動しますが、1個当たり1,000円から2,000円程度でございます。

また、家具の固定の補助対象世帯は、現在のところ1,990世帯でございます。

事業実績につきましては、18年度60世帯、246カ所でございます。19年度30世帯で119カ所でございます。20年度は102世帯で449カ所でございます。21年度は97世帯で398カ所でございます。22年度は33世帯、132カ所でございます、今までの18年度からの計でございますと322世帯で1,344カ所を実施しております。整備率ということでございますので、平成22年度現在では15.6%となっております。総合計画におきます数値目標は23年度で35%として上げております。今後とも必要性について啓発に努めてまいっていききたいと思っております。議員の皆様にも推進の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、32ページから35ページの件でございます、これは教育委員会の方でお答えになるかと思っておりますけれども、人件費の削減ということでございます、人件費の削減につきましては、まず10款全体のことをお聞きしていると思っておりますので、総務課の関係の人件費の削減の理由ということでございますけれども、まず、御存じのとおり教育長の給与分でございます。それが未執行額となっております。それから、学校給食施設費の給与職員でございますけれども、これの減が主でございます。1名が減となっております。それは、退職に伴います職員の補充とか、それに伴います1名が減となっております。その他、全体を通しまして人事異動に伴います職員の配置替えに伴います期末勤勉手当の0.2カ月分の引き下げなどが要因になると思っております。

それから、歳入の件でございます。一番最後になりますけれども歳入につきましては、ここに書いてありますけれども、結論で言いますとありませんということでございますけれども、臨時財政対策債は発行限度額内で地方自治体の財政状況により、借入額を決定するものでございますので、借り入れの有無にかかわらず、後年度の交付税措置はそれに伴ってされますので、ないというふうに判断してございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 福祉課長。

福祉課長（柴田光章君） それでは、質問にお答えします。

児童手当から子ども手当に代わり、来年1月から年少扶養控除、中学生以下の対象でございますけれども、が廃止されることによって、かえって負担増になる家庭が出るのではないかという御質問でございました。

一般的な例としまして、扶養控除の廃止、年収が多いほど影響があらわれ、増税額が大きくなる傾向がございます。モデル的に例を挙げますと、年収700万クラスの標準家庭での試算でございますけれども、子供1人の場合8万円の増税、2人の場合15万円という試算の数字が出ております。現在、子ども手当の額は月額1万3,000円、年額にしますと子供1人で15万6,000円、2人だと31万2,000円となりますので、年収700万クラスでは子ども手当受給額より税額の方が多い、いわゆる負担増ということにはございません。

当町の状況についての質問でございますので、税務課の協力を得て調べましたところ、税額の方が多くなるというケースは2件、税額にしまして、所得税、住民税合わせてでございますが70万円というようなことでございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 生活健康課長。

生活健康課長（西村 一君） 4款2項1目の塵芥処理費の件ですけれども、給料の441万8,000円減額の7節の賃金が343万3,000円増額になっていることについてというお答えのいろいろなものですが、先ほど議員が言われたように、今回の補正は2名の職員の異動によるものでして、6月に総務課へ1名、10月に産業課へ1名異動ということで、職員の減にはなっておりません。

現在、燃えるごみとか新聞紙等の資源紙類、スチール缶等を町が収集しておりますが、不燃ごみやペットボトル、びん、アルミ缶等は民間に業務を委託しております。民間にゆだねられる業務につきましては、民間活力の導入を推進すべく、3年から5年後にはすべての一般廃棄物の収集運搬を業務委託へ移行することを視野に入れて、職員異動で欠員になったものについては、臨時で今対応しているところであります。

一般廃棄物収集の臨時職員で一番長い者はという御質問でしたけれども、この12月1日現在におきまして、一番長い人が3年8カ月、それが1名。それから1年8カ月の方が2名おります。臨時職員から正職員になる制度というものは特にございません。

以上です。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 26ページですが、6-1-5茶業推進対策費です。鈴木議員の方から2点質問がありますが、まず1点目は凍霜害農家肥料農薬代支援助成金は、反歩幾らの助成ですかということです。年間肥料農薬代は反歩10万円くらいですので、その1%補助支

援しますので、補助額は反歩1,000円ということになります。

それからもう一つの質問ですが、1億数千万円の被害に対して余りにも少ない助成額とは思いませんかということですが、本年3月30日の凍霜害は町内全域で発生し、被害は大きかったが、一番茶の収量確保のため被害直後から追肥や防除を行い、被害の影響を最小限に食いとめる努力を行っております。また、次年度の収量、品質を確保するため、施肥、防除、更新などの栽培管理をきめ細かく行い、樹勢の回復を図っております。このような農家の自助努力に対して、肥料、農薬代の補助を行い、農家の生産意欲を高めることは町の主要産業である茶業振興の上からも有意義であるため、肥料農薬代について支援をするものであります。

なお、近隣市町、管内農協の支援助成も勘案いたしまして、支援率を決定いたしました。以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） それでは、商工観光課の関係、29ページですが、7款1項2目商工業振興費、28節住宅リフォーム推進事業補助金は何件分で効果額の見込みはという御質問ですが、補正後ですが年間62件を見込んで計上させていただきました。効果額につきましては、これまでの工事費1件当たりの平均額で単純に試算しましたが1億4,500万円を見込んでおります。

また、補助金につきましても商品券で交付しておりますので、町内の商店等で使われますので、それを加えますと1億5,700万円を見込んでおります。

それから、7款1項3目観光費の温泉運搬委託料の関係ですが、以前は9月ごろまでは2日やって2日休みというような工程で行ってございました。8月につきましては、タンクにたまっている温泉の量を確認しながら続けてやったときもございます。10月、11月につきましては、観光シーズンですのでほとんど毎日運搬を行っております。12月に入りますと、シーズンも、観光客が若干減るというようなこともございまして、今後は2日に1度運搬をするというような、月に半分運搬するような状況ではないかと見込んでおります。

また、接岨地権者から目的外使用であるためやめよというような要望もありました。これにつきましては、弁護士にも別な問題もございまして相談をしながら進めているところでありますが、今回は特に問題はないということと、町の条例につきましても、条例でも町内での使用は認めていただいているという状況でございます。今後につきましても、地権者の方々とお話をできるように努力していきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

10款のことについての小中学校の当初予算時の要求で切ったものはないかということなんですけれども、当初予算時に切ったものは10款1項1目の教育委員会費で会議の出席を取り

やめということで、それを切ったということで、小中学校はないと聞いております。

以上です。

議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（中澤 莊也君） 生涯学習課におきましても、当初予算の中では今年度実施したい事業につきましては、課員の了解のもとで事業を上げてあります。当初予算において切られた項目はございません。

以上であります。

議長（板谷 信君） 再質問。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 順番にいきます。担当課ごとにとということが私にはできませんので、16ページの2款1項7目基金管理費のところですけども、繰越金を基金にするのは、交付金の減額の危険が高いというふうに説明がありました。だったら3,000万円の事業費計上を今回されたんですけども、そんなものではなくてできる限りやりたいところを、今までやれなかったことを取り上げてやるべきだと思うんですけども、提案した部分についての答弁は全くありませんでした。一時積み立てで活用を考えていくということですので、提案した部分について、一般質問にはここに提案したので通告しませんでしたので、ぜひ答えていただきたいと思います。

それから、17ページのコミュニティ施設整備のところですよ。集会所の修繕、建て替えなどは利用者の負担で維持管理を進めるべきだというふうなお答えだったわけです。非常に木で鼻をくくったような答で、若い子に言わせれば大変な、本当に憤慨したくなるような答弁なんですけれども、あれだけ町政懇談会でも言われているし、区長さんたちからも要望が出されていますし、私は1回目の質問でも町が建てた、旧本は道理にかなっているのかもしれない。でも旧中においては町が建てた、町の建物なんです。それに対して、そこを維持管理していく、修繕をしていく、そういうものに対して費用の何分の1かを、幾ら条例で定めたから、私は条例制定のときも反対したんですけども、条例で定めたから取っていいというのは、私はこれは自治法で禁止されている強制寄附に当たるのではないかと思うんです。もう一度ぜひその点を考慮して答弁をお願いしたいと思います。

だったら、なぜ今度地域自治振興事業費交付金、この中には全額使っていいですよというふうにするのか、そのことで例えば水川地区なんかことしもう既に140何万の地元負担でやっているわけです。そういうことの整合性、この自治振興事業交付金の中身の、太田議員からも全協でも出たんですけども、きちんと条例でもうこういうことはしませんと。旧本でも地元の人たちが、地区が建てた建物だけでも、福祉的目的というのを十分に考えて、地元負担は取りませんというふうにしてしまった方がすっきりするんじゃないかと思うんです。町が本当にこれをもらわなければやっていけないという状況ではなくて、今後、将来のことを考えたらと言いますけれども、本当に将来苦しくなってやっていけない状況が出たらやればいいことで、やればいいというか考えることもあるかもしれません。でも、今現在こ

ういう状況で、余剰金がたくさん出ているときに地元負担を、それも私が強制寄附だと言っているもとので続けるというのは、非常に問題があることではないかと思うんですけれども、その点についてお伺いいたします。それが2つ目です。

26ページの茶業推進対策費、このところで補助額を伺いました。反歩10万円の1%で、補助額は1,000円だと。1反歩というのは多分300坪ぐらいですよ。300坪で1,000円で、ほかのお茶に関係ない農家の公平性も考えてという説明も全協ではあったんですけれども、回り回ってくる問題です。茶業者が元気を出すのか出さないのか、出せるのかということは。こういう売り上げ収入も減っている。中にはもうかった人もいるという説明もありました。だけれども全体でお茶が本当に売れなくて困っているときに、凍霜害に遭って打撃を受けた、そこを励まして来年も元気を取り戻してやっていただくには、余りにも少ない支援額ではないかと、町の財政状況から見ても非常にそういうふうと思うわけですけれども、これに対して妥当だという、もう少し増額することも今後考えるかどうか、その点を、それでなければ何かほかの形で茶業者を元気づかせる、応援するという方法をこれから考えていけるかどうか、その点をお聞きします。

31ページの9款1項4目の災害対策費の家庭内家具固定委託料の150万円減額についてですけれども、住宅リフォームの方では1億4,500万ですか、商品券でやったから1億5,700万ぐらいの効果が出ているという、本当にすごいことだなと思うんですけれども、家具の転倒予防の家具固定補助も、家具が倒壊してその下敷きにならないように命を守るという、本当にこれは行政として最もと言っていいくらい大事なことはないかと思うんです。自分でもちろんそれは、自分の命は自分で守れという大原則があるんでしょうけれども、現実に先ほどお聞きしましたら進んでいないわけです。自分の命を守る意識が低いというふうに言われるのか、そう言われてしまえば私なんか、家もやっていませんのでそれまでだと思えますけれども、行政としてはやはりもっと進められる方法を考える、その一つとして1戸当たり1,000円から2,000円の金具代が負担になるということですが、補助していないお宅はその手数料、自分でやれる人たちもいるでしょうけれども、子育てしているお宅とかなかなかやろうと思ってもやらないでいるから、こういう低い状況で、かつて当町の職員にちょっと聞いたら、僕の家もやっていませんという答えも聞いたんですけれども、若い職員さんで。職員の人たち実施率どれくらいと考えているか、通告していませんけれども、答えられないでしょうから、ぜひこれが進むように補助の対象を広げるとか、子育て世帯あるいは希望者を募って、希望者にはこれくらいの補助をしますというふうに、年齢制限を設けないとか、そういうことをしてもっともっと命を守るための補助を広げていくことが、町内の業者にとっても仕事も増えることになりますので大事ではないかと思えますけれども、その点賛成していただけないかどうかお聞きいたします。

最後の歳入のところですが、影響がないと、臨時財政対策債は枠いっぱい借りなくても、枠いっぱいなくて当初予算で計画していたものを減額しても、地方交付税や臨時財

政対策債の枠を減らされるような影響はないとはっきり言い切られましたけれども、何か片方では影響があるという、全協で繰越金で繰り越すとだめだ、基金に積み込むと特別交付税が減らされるんだ、1億以上も減らされる可能性があるんだと、え、そんなことがあったんだったらもっとしっかり考えるべきじゃなかったのかと思うような説明がありましたけれども、ここはないということで最初の計画どおりそのままになっていますけれども、根拠が、制度としてというか法的にというか、何かないと言い切るだけの根拠があるのかどうか、その点をお伺いいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 再質問について、総務課長。

総務課長（西村太一君） 再質疑が4点ほどございます。お答えできるところだけ御説明させていただきます。

まず第1点目の繰越金について、提案分の説明をせよということなんですけれども、長年懸案事項となっている、例えば北小の耐震とか建て替え等とかサッカー場とか、若者定住のことだと思えますけれども、この辺につきましては長年懸案事項となっておりますので、非常に内容的にも検討の時間を要するというところでございまして、それがあつた程度方向性が定まれば、この財調を取り崩しまして対応していきたいという気持ちで、先ほど答弁させていただきました。

それから、先ほどの3,000万につきましては、今できる、22年度の中でできる事業を拾いまして、それだけを早急にやりましょうということでございます。

2点目でございますが、2点目はコミュニティ施設の件でございまして、事業の概要の中に対象世帯は町内に住所を有する在宅の者で、次に掲げる事項のいずれかに該当する世帯とありまして、その中に7項目ほどありますけれども、世帯構成員に未就児童のいる世帯という欄があります。それに該当すればできるということでございます。ただ、これにつきましては、じゃあほかに負担金という対策はないかというようなことでございますけれども、これはまだ議会で可決されておりませんので申し上げますけれども、皆さん既に御存じだと思いますけれども、川根本町の自治振興事業というのが22、23に計上されまして、採択されればその中に交付対象経費という形で、自治会が管理する集会所や倉庫など公共的な施設の維持修繕が上げられます。ですので、もし可決されていただければ、それらに対して検討をしていきたいと考えております。

それから、次に災害対策費の中の内容でございまして、家具転倒防止でもっと推進を考えるべきじゃないか。補助対象を広げるべきじゃないかということでございますけれども、すみません、先ほどの僕の答弁、ちょっと違いました。先に家具転倒防止のやつを言ってしまいました。すみません、取り替えます。先ほどの2番目のやつは家具転倒防止のことです。それは訂正させていただきます。

家具転倒防止につきましては、事業の概要の中で、すみませんもう一度繰り返します。コ



コミュニティ施設については、先ほども言いましたように、集会所の件でございまして、22、23年度に予算の計上で補正で提案させていただきました川根本町自治振興事業の中で、補助交付対象経費が含まれております。その中に対応していきたいということでございます。世帯構成云々と言いましたのは、今から説明するやつと勘違いしまして申し訳ありません。家具転倒防止のサービスの中で、補助対象の中をもっと推進を考えるべきでないかとか、補助対象を広げるべきじゃないかということでございまして、世帯構成の中に未就学児童のいる世帯という欄がありまして、それが転倒防止の一つの項目として概要に載っております。したがって、これらにつきましても、推進につきましても昨年からも図っておりますけれども、今後それらについては検討していく要因があるかと思えます。

最後でございませうけれども。

議長（板谷 信君） 最後の部分ね、どうも質問と答弁とかみ合っていないみたいなもので、しっかり答えてください。歳入のところ。臨時財政対策債。

総務課長（西村太一君） 臨時財政対策債につきましては、先ほども申しましたけれども発行限度額で借入れを決定していきますので、その借入れの有無にかかわらず、今年度で交付税措置をしていくということですので、先ほどの臨時財政特例債ではなくて、それは全体的な内容じゃないかと思えます。

議長（板谷 信君） もう一回質問してもらえますか、その部分。

10番（鈴木多津枝君） 臨時財政対策債、今年3億5,000万円計上しましたね。今度半減させる、減額させる。でも当町の枠は4億5,000万ぐらいあるという説明も聞きました。こんなに1億7,500万しか借りないということに、結果この補正予算でなるわけですよ。3億近い枠を残しても大丈夫な町というふうに見られて、そのことが後年度、これからの川根本町の国の評価のときに、特別交付税とか、要するに最初は繰り上げ償還するときには、繰り上げ償還でないと、基金に積み込んだり繰り越したりすると交付税、特交が減らされる可能性が大きいとか言われたじゃないですか。それがこのところでこういう余裕のあることを見せて、示して、本当に評価、減額のそういう、臨時財政対策債の枠を縮められたり、今度、じゃあもっと縮めましょうとか、法律で決まっているでしょうけれども、枠が何%というのは、じゃあ全体でこういう町もあるから縮めていこうよとか、そういう議論になっていって、本来は私たちの町はそんなに余裕がある町ではなかったはずですよ。たまたまここにきて交付金がばたばたと入ったから余裕が出た。だけれども、そういうことをどうやって使うかというのが対応が遅れたから、こうやってもめているわけですけども、こういうやり方で影響がないと、ありませんと言ったことに対して、え、本当にそうですか、じゃあないというなら、その根拠があるんですかということをお尋ねしました。

議長（板谷 信君） 10番議員でもわかるように説明してください。総務課長。

総務課長（西村太一君） ただいまの御質疑の中、特別交付税のことを言われている……。

（「影響がないかということ」の声あり）

総務課長（西村太一君） 特別交付税の影響ということですね。特別交付税につきまして、町が判断することではないものですから、影響についてはちょっとわかりません。ただ、可能性はあるというようなことを申し上げたいと思うんですけれども。

（「ないと言った根拠を示してください」の声あり）

総務課長（西村太一君） それは臨時財政対策債のことでございます。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問、臨時財政対策債の借り入れをどうかという問題ですけれども、臨時財政対策債は借りる借りないにかかわらず、財源措置として普通交付税に算入をされるわけなんですけれども、この制度は13年度から始まっていると思うんですけれども、制度が始まった時点は、やはり借り入れ、これは地方の財源を補填するという趣旨でありますので、借り入れを原則ということで、やはり借り入れないところは財政的に余裕があるのではないかというような、そういう勘案もあったと思われま。それは国レベルかと思うんですけれども。

その後において、やはりいろいろな状況の中で、地方の財政によってもいろいろな状況があるだろうという中において、国の考え方もこれは主たるものは本来地方交付税で充てるものが、なかなかそれが国の財政的な問題もあって充てにくい、地方交付税として充てにくいということがあって、やはり地方の状況も少し見ていきたいと思いますという中において、理論値の数字をそのまま借りなくてもいいのではないかということ、事務レベルというんですか、そういう中でいろいろ確認事項をしているという中で、影響はないでしょうということになります。

ただ、やはり国の方も臨時財政対策債という一つのものを掲げている以上、国全体から言えば全くじゃあ借り入れがないということになれば、この制度はいかがなものかということ、私はあるのではないかと思います。そういう意味では、全く借りないというのはどうかということを考えています。

この御質問については、通告として市川議員さんが通告等もございましたものですから、あえて余り深いところは言いませんでしたけれども、あと、算入のことについてはまたそのときにお答えをさせていただきたいと思えます。

以上がお答えです。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 先ほどの再質問ですが、今後支援増額する考えはないかということですが、現在のところまだ考えておりません。先ほども言いましたが、近隣市町、管内農協の支援助成も勘案しておりますし、災害ですが被害額の補填ではなく、農家への自助努力に対する生産支援をするものであります。

それから、その他の支援として9月補正でも対応いたしましたが、災害対策資金の利子補給、それから町民税の徴収猶予等があります。

以上です。

議長（板谷 信君） 3回目の再質問いいですか。よければ切ります。

9番、市川君。

9番（市川昌美君） 3点ほどお伺いいたします。

歳入の20款1項1目臨時財政対策債の1億7,500万の減額補正、これはどうも納得できないんです、いろいろ説明していただきますけれども。発行可能額を振り替えたときに、財源不足が生じていない計算となる地方公共団体は、財源不足額基礎方式の発行対象外というのが規定ですが、これに本町が該当するだろうかということが1点。

歳出で、2款1項7目25節4億533万円の増額補正が、財政調整基金に積み立てるようになっておりますが、長期債の繰り上げ償還として上程された4億3,242万円を町内の産業、農業をはじめ、町民が元気になるために使うのがいいという議員多数の声で、議案の差し替えをしたはずだが、どうもその当初の目的の補正になっていない。いろいろ考えていますけれども、23年当初予算までプール主体ではないかなという思いがどうしても消えません。この点説明していただきたいと思います。

それから、2款1項8目自治振興費5,676万3,000円、これは33地区に対しての交付金なんですけれども、これも余りぱっとしない、不透明と同時に、だいたい240万ぐらいから50万ぐらいまで、平均で言うと150万ぐらいの交付金ですけれども、使途も何かちょっとあいまいで、町の施設の負担金に入れてもいいような話もちょっと載っておりますけれども、何かやるときに必ずこういうばらまきをやるさね。だから、昨日ときょうの新聞にも載ってましたけれども、150万ぐらいの平均の交付金をもらって、ほかに、僕は前から言ってますけれども、災害の藤川のあれなんかは、まだ今は少し設計の段階とか地質がどうだとかって言ってますけれども、台風時期をかかえて、たしか7月かそこらに崩壊し始めたと思うんですけれども、下に人家があるのに6カ月も置いといて、今ごろになってどうだこうだなんていう話でもないではないかと思えますけれども、これ実際私思いますのは、合併する前というのはおそらく今、川根本町の決算額ぐらいを両方でやっていた。それが半分になったでしょう。半分になったのはいいですけれども、5年もたちますと、町民が本当に疲弊してきますよ。だからこんな金が残るのがおかしい。だからなぜかなということを含めて、3点お願いします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） それでは、2点につきまして私の方から説明させていただきます。

まず1点目でございますけれども、臨時財政対策債についてでございますけれども、議員がおっしゃるのは2方式のことだと思います。臨時財政特例債の発行可能額は、平成22年度から人口基礎方式と財源不足額の基礎方式との2つの方式により算定されております。この財源不足基礎方式につきましては、各地方団体の財源不足額及び財政力を考慮しまして算出されるものです。ただし、その算定は一律的な計数により算出されますので、具体的に個別

の団体の現状を考慮するものではありません。

また、臨時財政特例債は、地方自治体の財政状況により、発行可能額の範囲内で借入額を決定するため、ほかに財源が確保されるときには、借金であるため借り入れを抑えることができます。

なお、臨時財政特例債は、通常交付税で交付されるものでありますので、借り入れをしなくても後年度に交付税措置されるわけでございます。

2点目に、財政調整基金の件でございます。歳入歳出の決算余剰金につきましては、地方財政法によりまして、当該余剰金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てるか、または繰り上げ償還の財源に充てなければならないとされております。

今回の積み立ては、今年度内で地区要望等に対応できる予算を計上した残額を積み立てるものでありまして、今後年度内で事業が追加された場合は、その財源を現在の財政調整基金の取り崩しで対応していきたいと考えております。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 3点目ということですが、その前に1点目、2点目のところで、少し私の方としてもお答えをさせていただきますと、まず、先ほど鈴木議員からの御質問もありましたが、臨時財政対策債についての経緯ということもございましたが、その中で算定基準額のところで、算定方式が従前からは人口基礎方式という形で、人口それから単位費用、補正費用というところで算入をされておったわけなんですけれども、これでは国の方として必ずしも実情にといいますか、地方の財政需要のところに算定する実情に合わないのではないかというような中から、平成22年度からは新たに財源不足基礎方式ということで、算入方式が人口基礎方式と2つに分かれたということがございます。

この財源不足基礎方式というのはなぜかということは、基本的に言いますとその地方の財政力のところが、やはり普通交付税のところで基準財政需要額と基準財政収入額、この差異の部分、これが各地方自治体で大きな差があるのではないかと、そういう部分が勘案されないのではないかとというようなことの中から、今回平成22年度に改定に至ったのではないかと、いうふうに思っております。

この中で、町の方のところとしては、先ほど私が鈴木議員にお答えしたように、事務レベルの中では国の相対的な中で、特別交付税等の参酌にはならないということには確認はしましたんですけれども、平成22年度のところでは、まだこれは確実にそうだと、私はまだ確認できていない状況かと思っておりますので、今回1億7,500万円の減額をして、3億5,000万が1億7,500万ということは、想定する財源不足額基礎方式による算定額、この部分はやはり少し留保しておきたいという部分もございまして、今後の中で、これらも算定対象にならないということであれば、これらについてもまた全体的な見詰め直しというんですか、そういうものはしたいと思っております。

3点目のところでありますけれども、自治会への交付金ということの中で、なぜこのよう

な財源が、余剰が出てきたかということでございますけれども、これは前にも御説明申してきておりますけれども、これは国からの各種交付金制度がここ近年の中で集中的に行われたと。実例を挙げていきますと、緊急安心実現総合対策交付金から始まりまして、生活対策臨時交付金、経済危機対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金、公共投資臨時交付金、それから今回、今示されました2次分のきめ細かな臨時交付金というふうに、交付金制度が導入されまして、これらにおいて、先ほどの5つの交付金の中で、当町として組み込みました事業費は9億8,765万7,893円であります。交付金額は7億9,137万8,000円ということで、これらが最終的に繰り越し財源等に影響してきたんではないかと思えます。

なお、21年度において、先ほど来の臨時財政対策債の借り入れも3億4,600万円を借り入れをいたしましたものですから、これも結果的には繰り越し財源への方に回ってきているということになるかと思えます。

以上のこともありまして、財源的には繰り越し部分、最終的に言いますと繰越明許費を除いて6億1,191万6,000円が発生し、9月までに計上しました1億960万2,000円を差し引く5億234万4,000円が生じてきたということで、今回の補正等をお願いしていくものであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 今、副町長が説明した話は、私もわかっておりました。ということは、人口方式の場合、やってみても要するに行政コスト等の補正係数というのが分からない。それから、国勢調査のときの人口が対象になりますね。だからその説明が全くないでしょう。だから今言われた財源不足のうち、財源対策債の増発によって対応する額を除いた残余については、国と地方が折半して補填する。折半のうち国の補填分は、国の一般会計からの加算による決済、折半のうち地方の負担分においては、臨時財政対策債により補填し、その元利償還金についてはその金額を後年地方交付税の基準財政需要額に算入する制度、これは22年度の単年度ですね。だから、来年度あたりの方式というのが、どういう形で何があったのか、その辺をちょっと教えていただきたいのと、先ほど言いましたように、職員の方も一生懸命やっていると思えますけれども、工事の発注にかかわる速度が遅い。生活にかかわるものというのは、ましてやこの前の大雨の台風が来たときなんていったら、藤川あたりの下の人たちというのは震えてたんじゃないですかね。ということはシート1枚あるだけ。そうじゃなくて、必ず暫定的に仮工事でもやって、生命の危険のないような対策をやるというのは、行政当たり前のことですよ。それをやらずに、研究しているとかこれから設計をやるなんていうのは、ちょっと行政の責任をなしていないと、私は感じますけれども、もっといろいろな意味で町民の目線で、町民の声に耳を傾けていただきたい。それじゃないと不信感がどんどん募って、結局私たちの耳にも入ってきますけれども、今までものを言わなかった人が、こういうふうを持ってくるんですよ。こういう状況になってくると、本当に議会も問われますし、行政ともども本当に真摯に、住民の生活主体にもの考えてやっていかないとまくな

いかなという感じが、最近感じますものですから、余剰金が出るほどこの財政は豊かでも何でもありませんので、まだ海とも山ともわかりませんような、きめ細かな交付金ですが、あれなんかも当てにして、僕が先ほど言ったのは答弁も何もありませんでしたけれども、どうもブロードバンドの財源のものが出てきたかなという感じがしてしょうがないんですよ。ということは、繰り上げ償還でも、いわゆる財調へ戻して、全協の話では要するに3月の補正か当初予算という話が出てくるものですから、何かきな臭い話だなと、私は個人的にはそういう感じを持ったものですから質問したわけです。

以上です。

議長（板谷 信君） 答弁ありますか。建設課長。

建設課長（大石守廣君） 市川議員から御指摘がありましたけれども、藤川集会所のグラウンドの一部崩壊の件ですが、この前全協でも若干話させていただきましたけれども、被災直後、法面の安定を図るということで法面成形をしてございます。そして、被災の原因がグラウンドから流れてくる水だということで、水が法面にも流れないということで、そういう措置もさせていただいてあります。そして、ブルーシートをかけてありますけれども、今のところ被害が拡大するおそれはないということで思っております。

そして、本工事につきましては、平成23年度になろうかと思いますが、雨期を迎えますのでその前の応急対策として、これから対策をいたしますが、その方法として土のうの大きいので、コンパックですけれども、それを法尻に並べまして、それからその上の法面に緑化ということで種子を吹きつけるということを考えています。そしてまた、被災の原因でありますグラウンドからの水が法面に流れないということで、排水の対策ももうちょっとしっかりした対策をしようということで、今からその工事を実施いたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 先ほど言いましたように、臨時財政対策債については、あくまでも算定上の問題であるということで、まずは御理解いただきたいと思っております。

それから、今回、財政調整基金の方へ算入というものは、財政調整基金というのはいまだ私どものところでは、非常に特別交付税の危険性が大きいというふうに思っております。ただ、財政調整基金へ積み上げたということは、財政調整基金は非常に運用のしやすい基金であるという中で、なるべく投下に、いわゆる今後の中でなるべく近いところで投下していきたいというそういう財源でもあるということで御理解いただきたいと思っております。

ブロードバンド関連ということで御質問がありましたけれども、うちの方としては全くそのような算入の意思は持っておりません。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 原田です。

私は、通告の内容というのは、実はこのようにして送りましたが、平成21年度の剰余金が

発生した理由、そして結果として22年度補正で繰越金を一般財源化あるいは基金化で会計処理をした顛末、現時点の提案された補正予算ですね、この顛末を丁寧に、町民にわかりやすく説明がされていればよいが、それらが割愛されているようであれば、その点を質問するということが、実はもう既に先ほど来からの質疑の中で、私のこの中での質問するものも幾つか含まれておりますので、その部分は少し外しながらの質問をさせてもらいたいと思っております。

それは、全協では一応話はされているとか、あるいはどこぞで話はされているとかという言葉は聞くんですが、議事録もない、あるいは住民が知るすべもない、こういった状況の中では、この議会しか方法、手段がないということから、議事録に残るあるいはホームページでも検索ができるというような形の中で議論がされるべきではないかというふうに思いますので、私は先ほどの先輩議員の質問を極力外す中で、佐藤町長の今回の補正予算に対する姿勢と言いますか、気持ちと言いますか、そんなところをたださせてもらいたいというふうに思っております。

実は、12月3日の全協のときには、繰り上げ償還ということがいきなり出てきたということで、私を含め、もちろん議員の大方がびっくりしたのではなからうかというふうに思うんですが、かねがね、この町の現在の景気の悪さ、住民の生活の苦しさ、こういったことは当然お感じになっておられるというふうに思います。町長はもちろん現場もよく見なければいけないと、現場が答えを教えてくれるということをおられますから、そういうふうな対策がされると思っていたところが、昨年、平成21年度、6億円の剰余金が発生した。それを繰り上げ償還とは何事だということが一つあったわけです。もっと住民の方を向いた政策があっただけではないか、そういうふうに思っていたわけです。

昨年から今年にかけて、土木事業者も倒産あるいは非常にぎりぎりの経営を余儀なくされているところが幾つも見えております。製材業者も倒産したというようなことも聞いております。そんな状況の中で、経済対策、特に昨年からの手厚い国の補正予算措置は、零細企業の救済ということまで手を打ってきていると、言葉にもあらわしているというくらいに、きめ細かな対策をしるということで交付がされているわけでありますので、それはもう十分意識を持って対策をすべきであったのかかわらず、結果的には今回のような会計処理になっていくということは、はっきり言って手が抜けていたというふうに思わざるを得ないということなんです。

しかし、今ここに至って、今すぐ大きなことをやれと言っても、6億円の剰余金を有効に活用しろと言ってもこれはまた無理だというようなことから、基金積み立てという、そういう手段ということもまた議会の方から提案がされていたわけですが、それに対して町長はなるべく有効活用していきたいと、基金の有効活用を図っていきたい、積極的に活用を図っていきたくておられるわけなんです、まさにそのところがもともとの課題であったわけなんです。

私が今町長の姿勢をお聞きしたいのは、こういった今基金化したということで、ある意味ではホッとしている部分があるんですが、この基金をどのように使って、あるいはどのような政策を打って、この地域の経済の活性化あるいは零細企業の救済、あるいは経済循環をよくするだとか、こういったところでやっていこうとしているか、この辺の姿勢をまずお聞きしたいなど、これが1点であります。

関連して、今朝の新聞で、私のところへファクスが入った記事を見て、佐藤町長の新聞社とのやりとりが書かれてありました。中を見ていきますと、私も少しこういう形で川根本町が世間の目に映っていくということは、非常に残念だなと思っております。この記事いちいち言いませんが、これに対して町長の感じていることと言いますか、あるいは釈明することがあるかもしれません。新聞記事に対してどのようにお考えになっているかということをお聞きしたい。これがまず第1番の質問です。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 原田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、現在の町の状況を見たときに、昨年度の繰越金、これをもうちょっと使い方があるんじゃないかというお話でございますけれども、全くその点についてはそうだというふうに思っております。と申し上げますのは、大変厳しい経済状況の中で、地域には閉塞感が漂っている。そういう中で有効活用を考えていくべきであるというふうに思っております。

しかしながら、今年度は昨年度からの繰越明許ですとか、先ほども副町長からもお話がございましたように、9億近い予算を組んで、その中で7億余りの地域活性化、これは臨時交付金を使ったものでありますけれども、それをやってきているという状況の中で、ある程度は地域に回っているのかなという感じも持っております。それで、各地域から要望をいただいて、その事業を今回前倒しで進めていくという手もあったわけですが、これから3月の補正の中で、そういう部分については積極的に対応していきたいというふうに思っています。財調基金に積み立てたということで、これは取り崩しも町の考え方によってできる話ありますので、そういう中で活性化に向けて使っていければというふうに思っております。

それから、新聞記事の関係でございますけれども、きょう朝の、記者もいらっしゃいますけれども、記者と島田でほかの会議のところでお会いしまして、これがすべて僕が言ったとおりの言葉かどうかというのは、ちょっと記憶にない部分もありますけれども、記者の方からこうじゃないのと言われて、そうかもしれないといったような部分も幾分はあるというふうに思っています。ただ、いずれにしてもこういうことが新聞記事になるということは、この町にとってのイメージダウンというようなことにもなりますので、こういうことのないように心がけていきたいというふうに思っております。そのためには、何を置いても自治法なりあるいは地財法なりをしっかりと勉強して、町民の負託にこたえられるような、そういう対応をしっかりとしていかなければならないんだろうというふうに思っております。答弁になっ



たかどうかわかりませんが。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 新聞記事の件なんです、先ほどから話題にもなっております地域自治振興事業費5,000万ですね、これはこういう事業費をあわせてつくる緊急性もないではないかというような質問もあったりしているわけなんです、そのときに全員協議会での議案説明で議会から早めがよいと言われたという、こういったようなことが何か議会の方から提案があったようなふうに受け取れるわけなんです、私どもが申し上げているのは、実は先ほど言いました6億もの剰余金が出ているということ、本来の使われ方がされてないじゃないかということから、今、非常に困っている住民のために、あるいは地域事業者、業者のためにも経済対策をやるべきではないかと、ある意味では公共事業を発注すべきではないかと、こういったようなことを言いながら、さらに地域自治振興費も23年度以降にという、こういう話が出てきたから、何も住民の要望にこたえていないのではないかということから、せめて地域自治振興費、具体的にこれに向けて各自治会はコミュニティ事業としていろいろ考えてきているということで、既に動き出していると、これは夏以降町長がずっと説明してきたという背景もあるわけなんです、そういった中で、せめてこの5,000万くらいは早めにやるべきではないのかというようなことなんです。ですので、そういった背景をきちんと説明をしていただいて、そして議会ではこういうことが本来の議論にされているんだというようなものも入れないと、何か議会の責任になってきってしまうような感じがするわけであります。

実は、使い方についてもですね、剰余金の使われ方にしましても、なかなか有効に活性化する方法が見つからないんだとこう言っておりましたが、これもかねがね我々の方としましては、いろいろな事業の前倒しだあってあるじゃないか。例えば寸又林道、寸又右岸林道、これは3年かけて町道となった道を改修すると言っておりますが、これはやはり目的の大きな1つとして、観光道路という形もとれるわけです。そしてその周辺の景観もよくするというようなことをあわせてやっていけば、寸又峡を初めとした観光事業にも大きく貢献するのではないかと。3カ年でやるのではなくて、もっと早めに、できたら1カ年くらいでやる方法はないかとか、あるいは青部バイパスのなかなか遅延が問題になっておりますから、青部バイパスのさらなるバイパスと言いますか、県道をもう少し早く拡幅する方法はないだろうかとか、いろいろな提案もされているわけです。そういったようなことを既に提案をしているということですので、町長のこれからの具体的な活性化への基金の使われ方ということ、ぜひ真剣にそして早急に考えていただきたいというふうに思うわけです。

実は、やり方につきまして、町長はこういうことも言われました。今、事務手続が煩雑になっていて、職員も非常に混乱をしてくと。こういった新しい事業が入ってきますと、事務手続上のネックが生じるということから、なかなか手続が進まないというような話もありましたが、実はこういったような設計をするということも、町内の観光協会だとか、あるいは商工会だとか、こういったところの人材を使うということ、あるいは設計委託をし

てそして各土木事業者、そういったようなところで設計をしてもらおう。設計施工というよう  
なやり方もあるわけです。民間ではそういったことをやりますけれども、いろいろな方法を使  
うことによって、活性化するための基金が有効に使われていく流れが出てくるんじゃない  
のかなと思います。そういったことから、ぜひそういった新しいと言いますか、今までにな  
いアイデアかもしれませんが、そういう思いでこれらに取り組んでいただきたいなというふ  
うに思います。職員だけですべてやってしまうということではなくて、外部委託ということ  
もあります。アウトソーシングですね、そういったことも含めて、ぜひ早急に検討していっ  
ていただきたいというふうに思いますが、その点をお聞きします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） いずれにしても、いろいろな方法があるというふうに思います。外に  
委託するということも含めて、皆様方の御意見も聞きながら、いろいろなものを取り入れる  
中で前向きに考えていきたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） ぜひお願いします。具体的な提案もさせていただきましたので、ぜひ  
そんなことも参考にしてよろしくお願ひしたいと思います。

3点ということだと思しますので、最後になります。繰り上げ償還とか一部償還をする  
ということで、これはおかしいのではないかと、これはまずいではないかという一つの理由に、  
私はそもそもこういった縁故債なるものは地域の企業、金融機関、こういったところとの連  
携というものが重要になってきている。こことは地域の活性化と言いますか、地域振興とい  
うところに大きく今までもかかわってくださっていたし、これからはまた期待をしていかな  
ければならないだろうと思っています。島田信用金庫さんにしても、JA大井川さんにして  
も、川根本町のことを本当に一生懸命考えてくれている。具体的な提案もされていると思  
います。

そういったところに対して、ルール上は特に問題はないんだということで、繰り上げ償還  
をするということになりますと、実はこういった利息分でビジネスをやっているという、そ  
ういった金融機関は大きなダメージを受けるはずなんです。しかし、約定書の中にはそうい  
ったことが入っていないから、一括繰り上げ償還してもいいんだというような答弁が、全協  
の中ではあったんですが、これはやはりいかなものかという感じがするわけです。そうい  
った地域として、一つの金融機関も含めて、この地域をどう活性化していくかということは、  
やっぱりこれから取り組んでいく姿勢が必要ではないかと思っています。その点を最後にお  
聞きして質問を終わりますけれども、よろしくお願ひします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに、資金は血液でございまして、金融機関とのおつき合いですが、  
できるだけ島田信用ですとかあるいは大井川農協、そういう地域の金融機関を使わせていた  
だくということでおつき合いをさせていただいております。

そのような中で繰り上げ償還というような御提案を当初させていただいたわけですが、これについても一応島信さん、農協さんとはお話をしながら、できればこの地域に資金需要そのものが減退しているということでもありますので、自治体への貸付金というものは、銀行にとっては大きな部分を占めるというふうに思いますが、町の財政運営の中で、それだけで考えていいものかどうかあれですが、そういう中で提案をさせていただいたものであります。今回、基金に積み立てるということで、繰り上げ償還は取りやめをしたわけではありますが、今後とも地域の資金を流す、血液を流す金融機関として、既に千頭にはお店もなくなっておりますので、そういうことでぜひとも信用金庫、農協には地域の金融を担っていただかなければならないというふうに思っていますので、そういう点も含めて、今後おつき合いをしっかりとさせていただきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 先ほど新聞の記事が話に出ましたので1点だけ聞いておきますけれども、この中で、こんなに交付税があるとは担当者も読めなかったようだとされておりますので、職員にしてみれば果たしてどうだったかということと、予算編成の素人でもありということですが、役場として、組織としてこういう仕事をしておりますので、予算にかかわっているところが素人だったのかと、これは本人が素人だったというようなものとれますけれども、役場全体として、町長としては組織を動かすわけですから、この点を総務課長、こんなに余剰金があるとは担当者も読めなかったようだと、町長はこの面ではとれますけれども、課長、答弁をお願いします。何月ごろからこのぐらいの余剰金があったかというのは、もう当然わかっていたと思うんですけれども、お願いします。

議長（板谷 信君） 再三注意しますけれども、答弁者を指名しないように。こちらでします。総務課長。

総務課長（西村太一君） 担当者の方としましては、先ほども副町長の方の答弁の中でも申し上げましたけれども、限度額いっぱい起債を借りておまして、このような臨時財政特例債を発行限度額のほぼ満額を21年度に借りたということで、その辺で考えていたところ、また地域の活性化交付金が来たという形で余剰金が出てきたというようなことは、以前から承知はしておりました。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 通告してないんですが、非常に重要な点だと思いますのでお聞きしたいと思います。

新聞記事で答えられて、議会が地域自治振興の方を早くやれと言っているようなという表現があったんですが、これは誤解してそうなっていますからただしますと、10月の全協でこれに関連する資料が配られて、そこから始まったものですから、早々にある自治会には、区長さんももう事前に町長言ってありますから、この前の全協の資料の数字が入ったのが、各自治会の区長さんのところに回っていたわけですが、もう検討に入っていたということで、徳

山あたりはもう相当検討しちゃって、引くに引けないからやらなければならんなどということの結果で、議会が進めたような話になっているということだけは承知しておきたいと思うんです。

それに関連するんですが、11月20幾日かに区長会がありますね。この要項と申しますか、示されると思うんですが、実はこの要項をちょっとあれしたんですが、この資料が回って数字が入ったのを検討している自治会というのは、おおよそ4分の1か3分の1くらい、前向きに。あとはまだわからないんですよ。と言いますのは、私の梅高もそうなんですが、自治会というのは毎年役員交代するときに、各組長さんとか班長さんが隣保班の中で回り番で回して、組長さんが集まってその中から区長さんを選ぶというケースが多くて、高齢化の中ではそういう非常に衰退した状況で自治会を維持しているわけなんです。ですから、これを受け切れるような状況にない自治会が多いということを前提にして考えなければいかんということなんです。そういう自治会であるからこそ、要望事項を町に出しているんです。自分たちではできないから。それを今度はお金をやるから、あんたたちが全部つくって、事務事業をやって、申請書をつくって、何なら見積もり等やれよと、こういう話ですから、ある面丸投げの事業を役場がやっているというふうにもとれるんです。

だから、ここの34地区、旧本19の旧中15の自治会ですが、この中の要望書の内容をよく見るよというのは、そういう自治会の高齢化の背景があるんですよという意味なんです。お金ばかりじゃなしに。ぜひその辺をよく検証した上で、区長会に臨んでいただきたいということと、それから、これにはお金の流れが入ってないです。区へお金が入って、区が業者に払うのか、業者が直接払うのかとか、見積もりには業者がやるよとかいうんですが、その辺のシステムが明確でないと、余計自治会の方は困ると思います。これを飲み込めない自治会が非常に多いということで、私から言わせれば不備な要項だと思います。

最初から申請期限はと書いてあるんですが、その内容は23年度までに完了できる事業であることと括弧書きしてある。申請期間と事業完了というのは全然違ってくるということなんです。ついでに言えば、これを受けて、今月末に区長が受けて3月までの、2月から大体自治会の役員交代が始まりますから、これを引き続き継続審議する自治会の余裕がないもんですから、大変なことになるということにいかないと、もう少し役場としての指導力を発揮してもらいたいという点が考えられますので、ちょっとその辺だけ答弁いただきたいと思います。確認の意味でお願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 新聞報道の流れとしては、太田議員がおっしゃったとおりだというふうに思っています。準備不足、要項の中にも不備があるというお話しですけれども、そこら辺があって、12月の補正の中で、その部分にとっては確保するが、実際には不備の部分これから詰めていかなければいけない部分もあるもんですから、そういう意味で具体的には新年度にいつてしまうのかなというようなことでの、当初の話だったわけです。

ところが、それでは今まで言ってきたことと違うのではないかとということで、急遽今回の補正の中で1月から実施できるような体制にしたということで、その中に幾分かの不備があったということは認めざるを得ないというふうに思います。

今回、アドバイザーという形で、役場の職員もお手伝いができるような体制を整えていきたいというふうに思っています。この役場の職員のお手伝いの部分については、法に抵触するようなことのないように、手伝える部分とそれから地域でやっていただく部分、しっかり分けて取り組んでいきたいというふうに思います。

いずれにしても小さな自治会もございますので、高齢化が進む中で、なかなかこのような事業を十分にこなせるかどうか、そういう部分も御指摘のようであろうかと思えますけれども、できるだけ地域にとって使い勝手のいいものとなるように、配慮していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 大変気になるところは、役場の職員のアドバイザー的な扱い方で、事務事業、書類のつくりとかそういうことになると、非常にこれは微妙な問題で大変なことになると思うんです。ただ、私の梅高の例を言いますと、役場の職員が庶務をやっているならば非常に楽なんですけれどもね。そういうことなんです。

もう一点は、やっぱり23年度だけの限定でいいのかと。お金も残っているんで。水川の話がありましたけれども、戻す年度内の事業と24年度に延長できる部分というのをどう考えているか、最後にお答えいただきたいと思います。明確に。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 地域アドバイザーですけれども、例えば今言われたように、各区のところに役場の職員が住んでいて、そういう方々は積極的に庶務とかいろいろな活動に参画してくれているというふうに思っておりますけれども、現実、各それぞれの自治会にすべているわけではないものですから、そういう意味では役場の職員、地域を越えて、各地域にそういう相談とかいろいろなお手伝いをしてもらうということも含めております。

もう一点、24年度に繰り越すかという事業でありますけれども、あくまでもこれは22、23の事業であるということの中で、やはり最終的に繰り越しというか、事故繰り越しのようになるとか、そういうことがあれば勘案されますけれども、基本的には23年度で消化していただきたいということで考えております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時からです。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

今回の一般会計補正予算、3号に反対の立場から討論を行います。

まず最初に、今朝の中日新聞1面トップに、地域自治事業交付金に対してばらまきではないか？というふうに副見出しで書かれていましたけれども、この地域自治振興事業交付金ですけれども、10月の全協で出されたときに、私も目的を定めない事業はばらまきと言われかねないと、だからもっと各地区から出ている要望など、やっていないものに対してもっと執行すべきじゃないかというふうなことを言ったんですけれども、こうやって新聞に書かれるということは、非常に町民に対する受け取りというんですか、町民の人たちがまた議会が何をやってるんだというふうなことも言われかねない、本当に議会にとっても重いものだなと思います。

これから討論の中で明らかにしていきたいんですけれども、今回の補正予算にはリフォーム補助金や凍霜害補助金など、町民の皆さんが待っていたというか、期待、要望にこたえるものも出ていますけれども、質疑でも明らかになったように、凍霜害補助は茶園300坪で1,000円ぐらいの補助ということで、本当に茶農家の人たちが抱えている苦しい状況、凍霜害補助ということで限定しているわけですから、そこに限って言っても、それでも1反歩1,000円の補助というのは、余りにも支援の規模が小さ過ぎると思いますし、家具の固定補助も大幅な減額をしまして、250万の予算に対して150万も減額をするということで、積極的に利用を勧めるということも質疑をさせていただいたんですけれども、なかなかそういう答弁が示されませんでした。

また、雇用の安定が求められているときに、同じ仕事をしながら、正規職員を臨時職員に切り下げているではないかという塵芥処理費のところで質問したんですけれども、それに対してはほかのところに移しているから、決して切り下げではないというふうな答弁がありまして、本当にそれは全然質問にかみ合っていない答弁だということを言わざるを得ません。今回の補正予算の中で、給与の減額が全部で4,580万、補正で減額されているわけです。これは先日の臨時議会で、職員の給与引き下げ、職員の期末手当など給与引き下げがされて、教育長など不在ということの大きな減額の要因もあるかもしれませんが、そのときに私は、こういうことを本当に具体的に指摘をして、もっと職員に働き方が足りないんだから減額するんだということでしたら、それは職員の人たちも頑張ろうという気になるかもしれませんが、こういう形で減額をしていくというのでは、ただただ町の景気対策にも何

もならないじゃないかということ指摘して言ったんですけれども、今回、教育費などでは本当に人件費の減額しか載ってなくて、カットはしていないというふうな答弁があったんですけれども、本当に要望がなかったのかと、確認することはできませんけれども、じゃあ今年度の予算編成には要望は出てこないんでしょうかねと言いたいような答弁で、私は非常に納得できないものを感じました。

繰り上げ償還については、事業費をできるだけ住民に納得得られる事業を計上した上で、それでもし利子分の節約や特別交付税での減額などがあるということで、ペナルティーがありますよというような説明をしてくれれば、議会も今回みたいな大きな反発はなかったと思うんです。それがきちんとした事業費計上がされていない。今回、この繰り替えで出てきた事業費もわずか3,000万円増額になっただけです。緊急の事業だから計画できないということで、基金に4億円も財調に積み込むということですが、その財調の使い方のところでも、町長はできるだけ住民の要望を聞き入れて事業実施をしていきたいというふうなことを言われていますけれども、私が長年の懸案事業である北小の問題、あるいはサッカー場の問題、市川議員も藤川のグラウンドの問題、そういうものを指摘しましたが、私の方の答弁では、大きな事業だから短い期間でなかなか計画が立てられないことで、懸案事項になっているんだという、そういう答弁で、大きな事業だから懸案事項になっているのではなくて、大きな事業だからこそこういうときに、普段やれなくてお金が見通しが立たないからやれないことを、こういう財源の見通しが立っているときこそ本気で考えるべきではないかと思うんです。そういう意味で先ほどの答弁は全く納得できるものではありませんでした。

今回、繰り上げ償還をやめて財政調整基金に繰り入れるということで、もしかしたら特交での減額もあるかもしれない、あるいは利子分が8,000万ぐらい繰り上げ償還すれば節約できるんだと説明されたことも、これで御破算になってしまうという状況が出てきたわけですが、他の議員が言われたように、議会の意向はできるだけぎりぎり、議長も言われたようにぎりぎりの行政サービスに使うべきじゃないかと、そこを示してほしいというのが議会の意向であって、それに到底こたえている状況だというふうには、私は判断できません。ちゃんと議会ともっと話し合いをして、1回だけとかということではなくて、話し合いをして本当に納得できる組み替えをやるべきではなかったかと思います。中日新聞に町長の談話として、こんなに交付金があるとは思わなかったような記事が載っているわけですが、それはとんでもないことで、今年の年度初めから財政担当の職員の方はお金が余ったら大変になるから、繰り上げ償還を考えようということで、どこからの指示なのか、財政の担当の職員の人たちが町の財政のことを思って考えたのかちょっとわかりませんが、もう既に金融機関に行って繰り上げ償還をやりたいけどという相談をしているという話もされたので、とてもわからなかった交付金ではないはずです。しかもその交付金というのは、緊急経済対策交付金とか生活支援金とか、そういうふうに本当に使ってほしい、使わせるために交付している、党利党略みたいなのところもあったり、それこそ国の方でのばらまきだとか、

財源が確保できないとか、そういう問題もいろいろあるわけですが、でも来るということはわかっていたわけですから、しかもそれは事業をやって町の人たち、業者さん、いろいろな人たちを元気づけるために交付されたお金ですので、しかもそれは9億8,000万円の事業を考えて7億円それに交付がされたということも答弁されましたので、事業をやっているならば余るわけではないわけで、結局当初予算でやろうとした事業を、基金を取り崩しをやめたり、借入れを減額したり、一般財源を使う予定をしていたのをこの交付金を使ったり、一般財源じゃないですね、そういう財源を組み替えただけで事業を代えてしまったことで、新たに9億8,000万円の事業を組み立てての交付金ではなかったということ、結局証明しているわけで、本当にこの点で言えば、職員の人たちあるいは行政のトップにいる人たちの責任というのは非常に重いと思います。

余りにも今回の補正予算で出された期待の補助金や事業費がわずかな金額で、今回早急に見直され、改善されることをみんな期待していたわけですが、生活が大変という町民の声にも、その声の住民の一番身近にいると私たちは思っているんですけども、議会の意向にも沿うことができない内容であるということを指摘しまして、まとまりませんけれども、あとは一般質問で頑張りたいと思いますので、ぜひ私が指摘しましたことを、行政、町長、胸に置いて一般質問に対応していただきたいということを最後に申し上げまして、この補正予算には賛成できない立場で反対討論とします。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） それでは、私は議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、3号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算の主なものは、特別職の期末手当、一般職の給与、職員諸手当、職員の共済組合の負担金の減額または増額、川根本町地域自治振興事業交付金が5,676万3,000円、そして款項目においては、3款でございますけれども民生費、2項児童福祉費においては子ども手当の1,775万円の増額、そして6款農林水産費では、凍霜害農家の支援金を含めた1,222万7,000円の増額、7款商工費においては住宅リフォーム推進事業補助金の300万円、登山道整備費委託料として600万円、また土木費、道路維持費ですが、小規模修繕事業委託金として300万円、工事請負費として2,000万円の増額をして2,270万円等の増額が盛り込まれております。

先ほどから話題になっております財政調整基金積立金においても、今後川根本町の経済活性化を促進するために計上されたと、そういう説明がありました。ぜひ、町の活性化に使っていただきたい、そんなふうに考えております。

しかしながら、日本経済の悪化を受けて、私たち川根本町の地域住民の多くが景気回復の実感を感じられない今、地域産業の立て直しや経済活性化に十分とはいかないまでも、行政の取り組みがこの補正予算の中には見られております。

また、川根本町地域自治振興事業においては、自治会の業務を支援するために町職員がア



ドバイザーとして参画をし、町と地域住民が協働してまちづくりを進めていく姿勢も見受けられます。

以上のことから、今回の補正予算は適切であると考え、賛成といたします。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第59号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第9、議案第60号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第60号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,324万4,000円とするものであります。

これは、被用者保険の被扶養者であった人の均等割軽減分が22年度も継続されることになったためのものです。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の後期高齢者医療4ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金は314万4,000円の増額です。これは被用者保険の被扶養者であった人の均等割軽減分が22年度も継続されることとなり、負担金が増額となったためであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の後期高齢医療3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は314万4,000円の増額です。これは、歳出の増額分である保険基盤安定負担金を県と町の負担割合で繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

## 散 会

議長（板谷 信君） お諮りします。

12月10日から12月16日までの7日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、12月10日から12月16日までの7日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時20分